

實に我國農業の開祖にして、又我國の農業を守護し給ひ、我天祖の時に最も親み給ひて、御側近く召し給ひたる如き由緒ある神なれば、其神前に詣づるものをして、農業上の参考品を觀覽せしめなば、其益する所少なからざるを信せしに由るならむ。

第九章 兩宮御祭典

第一項 兩宮年中御祭典

兩宮に於ける、古代年中御祭典の事は、國史、并に延喜式の伊勢大神宮の條、并に祝詞の條、及び兩宮の儀式帳、大神宮諸雜事記、皇太神宮年中行事、及び諸家の日記等に見わて、其祭日儀式の異同、變遷、一々枚舉に遑あらず、今、現時の祭日を一表として、左に之を掲ぐ、

皇大神宮年中祭典表 神宮法規に依る

歳旦大御饌	一月一日午前四時	元始祭大御饌	一月三日午前七時
御饌	一月十一日午前十時	孝明天皇遙拜	一月卅一日午前八時
大祓	一月卅一日午後三時	祈年祭大御饌	二月四日正午十二時
紀元節大御饌	二月十一日午前七時	祈年祭奉幣	二月十七日午後一時勅使參向儀仗兵出張
神武天皇遙拜	四月三日午前八時	大祓	四月三十日午後三時
神御衣奉織始祭	五月一日午前八時	神御衣鎮謝祭	五月十三日午前八時
風日祈祭	五月十四日午前九時	神御衣祭	五月十四日午前十一時
大祓	五月卅一日午後六時	興玉神祭	六月十五日午後六時
御卜	六月十五日午後七時	月次祭夕大御饌	六月十六日午後十時
月次祭朝大御饌	六月十七日午前二時	月次祭奉幣	六月十七日午後五時

大祓	六月卅一日午後六時	風日祈祭	八月四日午前七時
大祓	九月卅一日午後五時	神御衣奉織始祭	十月一日午前八時
神御衣鎮謝祭	十月十三日午前八時	神御衣祭	十月十四日午前十一時
興玉神祭	十月十五日午後五時	御卜	十月十五日午後七時
神嘗祭夕大御饌	十月十六日午後十時	神嘗祭朝大御饌	十月十七日午前二時
神嘗祭奉幣	十月十七日午後五時	大祓	十月卅一日午後四時
勅使參向儀仗兵出張	十一月三日午前六時	新嘗祭大御饌	十一月廿三日午前十一時
新嘗祭奉幣	十一月廿三日午後二時	大祓	十二月卅一日午後三時
勅使參向儀仗兵出張	十二月十五日午後三時	御卜	十二月十五日午後五時
興玉神祭	十二月十五日午後三時	月次祭朝大御饌	十二月十七日午前二時
月次祭夕大御饌	十二月十六日午後十時	大祓	十二月卅一日午後三時
月次祭奉幣	十二月十七日午後五時	大祓	十二月卅一日午後三時

豊受大神宮年中祭典表 神宮法規に依る

歳旦大御饌	一月一日午前九時	元始祭大御饌	一月三日正午十二時
祈年祭大御饌	二月四日午前七時	紀元節大御饌	二月十一日正午十二時
祈年祭奉幣	二月十七日午前八時	風日祈祭	五月十四日午後三時
勅使參向儀仗兵出張	六月十五日午後十時	月次祭朝大御饌	六月十六日午前二時
月次祭夕大御饌	六月十六日午後五時	風日祈祭	八月四日正午十二時
月次祭奉幣	六月十六日午後五時	神嘗祭朝大御饌	十月十六日午前二時
神嘗祭夕大御饌	十月十五日午後十時	神嘗祭奉幣	十一月三日午前十一時
神嘗祭奉幣	十月十六日午後五時	勅使參向儀仗兵出張	

新嘗祭大御饌 十一月廿三日午前四時
 月次祭夕大御饌 十二月十五日午後十時
 月次祭奉幣 十二月十六日午後五時

新嘗祭奉幣 十一月廿三日午前七時
 月次祭朝大御饌 十二月十六日午前二時

勅使奉向儀仗兵出取

第二項 主なる諸祭典の説明

神嘗祭は、年中行事秘抄六月の内膳司供に、舊記を引ききて、垂仁天皇の時、大御神、伊勢壹志郡片樋宮に御鎮座の時、倭姫命、瑞稻を得て、之を太神宮に炊きて奉りしを、其濫觴とすとの事見えて、官幣を上る事は養老五年九月十一日に、始るこ公事根原九月例幣の條に見ゆ、幣あるより、一に此祭を例幣と稱するに至れり、

神嘗祭は、カムナメノマツリと訓す、古事記傳八、及び儀式解廿八等にナメナへの本語はニヘアヘにてニヘは新嘗の約にてアヘは饗の義なりとの事を記せり、天皇新嘗を大神宮に奉る祭典にして、古へは相嘗とも云へり、續日本紀四十の延暦九年九月甲戌の條に見ゆ、而して、令義解二の神祇令に見ゆる仲冬即ち十一月の上の卯の日に大倭神社以下に新嘗を上る所の相嘗祭と其主旨同一にして、神宮に奉れる新嘗を、天皇も亦其御残り召させ玉ふより、かく一に相嘗とは云へるなり、新嘗祭は、シンジャウサイ又はニヒナメマツリと呼ぶ、古は十一月中の卯の日に天皇新嘗を召させ玉ふによりて、先づ之を以て神宮をも祭り玉ふ祭なり、天皇御即位の年に行はる、所の新嘗祭は、其儀式を、特に鄭重に爲さるゝより、之を大嘗祭又は大嘗會と云ふ、

御衣祭は、神服部等の潔齋して、三河國の赤引の糸を以て、和妙の御衣を織り、麻織連等、麻を織みて、荒妙の御衣を織りて、大神宮と荒祭、宮とに上る祭なり、事は、令義解二、集解七上、延暦奏上の太神宮、儀式帳、延喜式、公事根原四月の條に詳なり、荒祭宮は、大神の荒魂を祀りたれば特に之を尊ぶなり、赤引の糸とは、即ち赤は明にて、清淨の意にて、普通の白色の絹なり、和妙は絹、荒妙は麻をいふ、此他月次祭などの事は、本論第九章に詳なり、

第三項 神 今 食

歷代天皇の神宮を尊崇し玉ひし實例として、神今食の由緒を一言せざるを得ず、神今食は、カムイマケ、又はシンゴジキと呼びて、六月、十二月の十一日、神祇官に於て、月次祭畢りたる、その夜、更に天祖天照大神を、神嘉殿に請じ奉りて、神今食の御飯即ち新に奉る御飯を供し奉り、天皇親ら之を祭り玉ひ、而して、御親らも、亦其残りの御飯を喫し玉ふ祭典なり、此の御祭典の儀式は、おほかた、新嘗、大嘗の儀の如く、最も鄭重にして、十一日の夕より、十二日の曉にいたる、但し、新嘗祭は、新嘗を炊きて奉れど、これは舊穀なるの別あるのみ、四宮記六、年中行事大略、公事根原六月、玉膳問六による、而して、祝詞考中卷には、御飯を大神に供し奉り、併せて天皇の之れを食し召し玉ふが故に、此祭は、即ち相嘗祭なりとの意を記せり、此の御祭典の起原は、靈龜二年六月にはじまると二十二社註式、公事根原六月、本朝月令等にあるは、此の、六月と十二月と、年兩度に御治定ありしと云へるにて、其以前は、新嘗の御飯を、毎月奉奠せられ、御親祭ありしこと必せり、而して、此御祭は應仁亂後、遂に廢絶に歸せり、

第四項 内宮外宮祭典前後の説

古來、兩宮祭典の順序は、外宮を前にし、内宮を後にする例なり、是れ甚だ人の疑ふ所なり、而して、其根據は、實基本記に、其後重御託宣、備、我、大神、祭、奉、仕、之、時、先、可、奉、祭、止、由、氣、大神宮也、然後、我、宮、祭、事、可、勤、仕、也、因茲諸祭事以止由氣宮爲先といふ文に在りと云ひ傳へ、此事、伊勢二所皇太神宮御鎮座傳記にも見ゆれど、元來、此二書は、共に五部書の内ものにて、吉見幸和の五部書說辨二のには、大に之を駁して、外宮神官の僞託取るに足らずとなし、而して、神路記の、『先年、公家武家ノ御沙汰トシテ、内宮外宮ノ先後ヲ定ラル、ノ時、大猷院殿○堀川、家光ノ御勘文ニ、天照大神ノ託宣ニ依テ、外宮ヲ先トシ、又嵯峨天皇ノ時、外宮ヲ先ニ定ラル、事、何レモ一概ニ定タル證據ニハナルベカラズ云々』と云ふ説を引ききて、次に、『十六日外宮祭禮、十七日内宮祭禮ハ、其ニ鎮座ノ日ニシテ、皆其權與ヲ祀ル者ナリ、何ソモヲ以外宮ヲ先トスルノ規模トセンヤ』と云へり、今に於ては、何れが是なるや明ならねど、御鎮座の由緒より推せば吉見翁の説は、立ちがたく思はるれど、亦信すべき所なきにもあらず、

内宮外宮の九月今の神嘗祭は、兩宮御鎮座の日ならむとは吉見幸和の説前に引く所の如し、而して此に關して、谷重遠

の秦山集八の甲乙にも、和姫世記曰、垂仁天皇廿六年丁巳十月甲子、奉遷天照太神於度過五十鈴河上、鎮座傳記亦如此、以長曆考之、是年十月無甲子、九月十七日甲子也、至今內宮祭日也、月誤乎、豐受太神宮御鎮座本紀曰、雄略天皇二十二年戊午秋九月望從離宮遷幸山田原之新宮奉鎮御船代御極代之內以長曆考之、此月十六日庚申望也、至今外宮祭日也、兩宮皆以始鎮座月日爲每年祭日加之、六月十二月月次祭爲三節祭二月十二日祈年、四月十四日神御服、是五度古有勅使、此五度さある、今九月一度也と云へり、又、近頃友人山本信哉氏も、之に就きて、明治四十年三月の神社協會雜誌六年に述ぶる所あり、亦參照すべし、古事記傳十五には凡て、何の御定めし、實外り(祭典目録のみ先なるは必ざる所以あればなるべし、然るな此御祭禮の先後は各鎮座する日を取らざるは強説なりとあり、宮は大神宮に減れることなるに、此御定

第十章 神宮御領地并に現時の供進金

倭姫命世記による時は、大神各地御遷座の際、所在の國造等、神田、神戸を奉りし事あり、是れ、神宮御領の濫觴と稱すべし、當時、有爾鄉鳥墓村に、神序を造りて、神宮の庶政を行ひしが、孝德天皇天下に、評、即ち郡を建てられし時、其中の十郷を、多氣郡、又十郷を度會郡とし、神序を御厨と改め、各屯倉を設け、督、督をして、之を管せしめたり、是れ、即ち、後の大神宮司應院の起原にして、此時、多氣度會の二郡を神郡となししが、天智天皇の時、度會郡を割きて、飯野郡を建て、以て一時公郡とせしむ、宇多天皇の時、再び之を大神宮に寄附し、遂に初めて神三郡の稱あり、皇太神宮儀式編、類聚三代格一の寛平九年九月十一日の官符、神宮御領第一の卷、其後、宇多天皇以後更に員辨、三重、安濃、朝明、飯高の五郡を増して、神八郡と稱し、神宮より、政所を置きて、之を所管せり、神宮御領第一の卷、神郡の家を神戸と云ひ、而して、籍紳武家及び一般人民の寄附に係るものを、或は御厨と云ひ、或は御園と云ひ、又朝延其他より、大神宮に寄附せしものに、神田あり、封戸ありて、其名異なりと雖も、皆神領に外ならず、神八郡は、伊勢國の内なれど、其他は、全國に散在して、其類も少なからず、延喜式伊勢大神宮の條、神宮御領第一の卷、其後、戰國の時に至りて、諸國の御領地、一も

神宮に屬するものなく、神郡も、亦大抵他に蠶食せられたりしが、天正年間に至り、北畠信雄、多氣郡の内にて、二千五百貫文の地を獻じ、豊臣秀吉は、前後合して四千零六十六石五斗の地を獻じ、徳川氏は、之を増して六千九百九十八石餘と爲したり、神封通考、外宮引付、外宮注進狀、御領、神領寺社御朱印記一の卷、朱印、神領寺社御朱印記一の卷、

維新後、明治十七年、宇治山田市の有志者、政府に建言して、齋宮の復舊と、御常供田の再興とを歎願せしに、廿二年六月に至り、御常供田の再興ありき、御常供田とは、即ち兩宮の御供米に供し奉る米を作る所の田地なり、廿四年十月、官林を宮域に編入せられ、而して、當時、國庫よりの供進金額は、明治四年七月より九月までに、三千六百餘兩、同年十月より翌五年九月まで、一萬七千餘兩なりしが、同六年より、年額一萬五千兩となり、廿二年より、三萬圓となり、三十三年より、五萬圓となり、目下、之に、約十萬圓の齋錢、神樂料、御饌料等を合せ、通じて、大約年額十五萬圓を以て、司廳、神部署、其他附屬の學校教育等、全般の費用に充てられつゝあり、

第十一章 勅使及び儀仗兵

第一項 勅使の資格、參向、及び儀仗兵

勅使は、古來毎年の、神嘗、二度の月次、祈年祭の四度に參向し、之を四度の使と稱し、此外臨時奉幣の際、之を派遣す、現時に於ては、神嘗、祈年、新嘗の三大祭に之を發遣する例なり、古制は、延喜大神宮式に見て奉幣使と稱す、定例は五位以上の人を以て之に充つ、別に公卿勅使と云ふもありしが、今日に於ては、宮内省の掌典を以て之に充つ、故に、位階の如き、必ずしも一定せず、勅使參向の時は、宇治山田市尾上町の旅館に、十五樓と云ふありて、其旅館の内に、宮内省より、勅使齋館と云へる一棟の建物を設け、勅使は、豫め此處に入る例なり、

儀仗兵は、明治九年より、神嘗、祈年、新嘗の三祭に、陸軍一個中隊を進むる事となれり、三月廿八日、式部寮達

第二項 奉幣四姓使

中世以降、伊勢の幣帛使に立つもの、其家自ら定まれり、即ち神境紀談附録下の奉幣四姓使の條に、二所大神宮神嘗祭并臨

功とは、當時國家の土木工事を興す際、一般に行ひたる一種の獎勵法にして、其土木工事の功の成るに及びて、献金者の官位を進むるを云ふ、而して、其後に至りては、諸國の國衙并に權門勢家の莊園を論せず、其費用を課するに至れり、之を役夫王米と稱す、額聚符宣抄一、遷宮例文、朝野群載七、尊安鏡、又、足利の末に至りては、關所を建て、關錢を徵集せし事もあり、皇太神宮、十文治六年二月廿二日の條、遷宮諸記録等。

第五項 造宮使用の材木

造宮の材木は、古來、伊勢の各地にて之を調達せしことありしも、近世に至りては、主として、木曾山と、紀伊の大杉山との材木を使用する例となれり、其木曾の材木は、木曾川を流して、桑名に出で、海路大湊オホナハに着くるを一定の順序となせり、又、大杉山は、木曾山に比して、深山なりと云ふにはあらざれど、最も不便の地にして、且つ其近傍の人民、美濃尾張の人民に比して、其工事を助くるを好まざる如き傾あるより、寶永の時は、此大杉山の順なりしが、享保以後、三度の造營は、打ち續きて木曾山に伐材し、寛政度には、再び大杉山に定めしが、遷宮物語一によれば、今回も、亦其拙ツトりのもの、大に困難せしと云ふ、此の如くにして、爾後大抵木曾山に定まり、以て現時に至る、而して、近世に於ける木材の數量は、必ずしも一定せざれど、大抵二千餘本より四五千本の間にして、此才數亦七八十萬才より百數十萬才に至るもの、如し、兩宮御造營先例の抜書、寛永御遷宮の記録、寛政遷宮物語上卷。

第六項 假殿遷宮

假殿遷宮とは、正遷宮に對する語にして、炎上其他の變事等によりて、正殿の炎上若くは破損によりて、神體を遷し奉らざるべからざる時は、假に假殿を造りて、之に遷し奉る事あり、或は、舊殿若くは便宜の假殿を用ふる事あり、然るに、足利時代の末に至りて、正式の宮殿を改造する事能はざる時に際して、假造せし宮殿に遷宮する事を、亦假殿遷宮と云へり、而して、當時假殿の語を避けて、一に之を儲殿と稱せし事あり、儲殿の事は、兩宮遷宮假殿次第、并に明應六年の假殿遷宮記に見ゆ。、近くは、明治三十一年五月廿三日の内宮御炎上の後、一度假殿遷宮ありき。

第十三章 明治四十二年の正遷宮

第一項 序 説

明治二十二年の正遷宮以來、我國運は、非常の發展をなし、世界最大強國の一に列し、上下雅々、國民鼓腹の幸福を享くるに至れる所以、一に、皇祖の威靈と、陛下の威徳とに因らざるはあらず、是を以て、國民の至情は、天下の財を竭し、以て四十二年の式年正遷宮を迎へ奉らむと欲するに在り、然りと雖も、掛巻くも畏き神殿の建築に於ては、古來一定不動の規定ありて復變更すべきにあらず、故に、此盛儀に當りては、陛下の行幸をも仰き奉らむとの衷情より、内外兩宮の間に、新に大道を開鑿し、以て公式の御歯符に便し奉らむとせり、今、左に、神殿御建築の工事の順序、并に祭典、及び遷宮の式を列記して、以て一般の便に供す。

第二項 神殿建築工事の順序、祭典、及び遷宮當日の儀式

山口祭 正遷宮の年より八年以前、明治三十五年五月二日。

祭場は、古へ神路山の山口なりし岩井田山石井神社舊地附近の地なり、此祭は、御造營材伐採の爲め、山口の神を祭り、童男をして、山口の草木を薙拂はしむる御儀式にて、祭儀の前に、造神宮使以下、五丈殿に就て、饗膳の式を行はる、

木本祭 同年同月同日

祭場は、豫め、宮城内にて、御柱木を樹つる場所に定められ、童男、忌斧を以て、心御柱の御木を伐り初め、其本末を、山神に奉奠し、御木を、御稻御倉に納め奉る式なり、

御山木本祭 同年六月三日、以上三祭外宮同日。

祭場は、木曾御山にして、造神宮屬と、小工とが、御木を伐り初むる式なり、

御種代木奉奠式 三十六年二月十二日

御種代の御用材は、之を御山木にて伐採し、海路、大湊貯木場に到着するや、造神宮使廳より、多數の人夫を出し、神宮より

は、神宮を派遣して、行列殿かに、式の如く、宮城内へ曳き入る。此時、板垣御門外に、大少宮司以下列立、大麻、御楯の修祓を行ひ、三度奉曳の儀を行はる。それより人夫は更に大綱を執りて、内院東寶殿の位置へ曳入れ奉る式なり。御楯代とは、御神体を納め奉る御櫃にして、御クリ物なりと云ふ。

御木曳始式

同年四月十二日、以上三祭、外宮は一日後に行はる。

御用材を曳き始むる式なり、式は、御棟持木一本を、宮城内へ曳入るゝのみにて、第二鳥居内に、大少宮司以下列立し、大麻御楯の清祓を行ひし後、五丈殿前に曳入れて安置す。

木造始祭

同年四月廿一日

祭主、大少宮司以下神官、造神宮副使以下、五丈殿に就き、饗膳の式を行ふ。其式畢るや、小工出で、御木曳始に曳入れたる御棟持木の木口を切り、墨を打ち、造神宮屬進んで、手鉾を打つや、又小工出で、御棟木を造り奉る式なり。

鎮地祭

遷宮より三年前、明治三十九年三月五日、以上三祭外宮同日

新殿地を造り奉る儀式にて、童女、忌鎌を以て、御殿地の正中、及び四隅の草薙初めをなし、忌鎌を以て、土を穿ち初む。

假御楯代木採式

遷宮より三年前、明治四十年八月一日

木會御杣山にて、假御楯代木を伐採する御式なり。假御楯代は、御遷宮の際、舊殿より新殿に至る途中だけ、御神体を納め奉るマゲ物作りの御器なりと云ふ。

立柱祭

遷宮の年、明治四十二年三月十一日、外宮は三月十三日

御殿地へ、御柱八枚を樹て、四つの槌を以て、八員の小工、御柱を固め奉る式なり。

御形祭

同年同月同日、外宮は同月十五日

權禰宜、御形短柱二枚へ、御形を穿ち奉り、墨を加へ奉る式なり。御形とは、正殿の左右の妻の棟口にある山形の木なり。

上棟祭

同年同月二十六日、外宮は同月廿八日

正殿と瑞垣との間は、古代の成規と相違なきやを確めて、後、御棟木奉揚の式にかゝる。御棟木には、布綱二條を懸け、弓矢二具を飾り、造神宮屬、櫛を揮り千歳棟と喚ぶや、棟上の小工、槌を揚げて御棟木を打ち、萬歳棟と應へ、又曳曳棟と三度喚びて、圓き餅を西北の方に向けて投ぐ。

櫛付祭

同年四月廿四日、外宮同月廿六日

萱葺役夫、新殿の屋上に參昇して、櫛付の御萱を葺き奉る式なり。

葺祭

同年八月廿一日、外宮同月廿三日

小工、新殿の御葺覆、及び左右の板の御金物を打ち奉る式なり。

御楯代奉納

同年九月二日、外宮同月五日

前に在りし木製の御楯代の内に、黄金の御楯代あり、これは、天裁を経て、去る二十二年の時の御物を、永久に用ふることとなりて、永久之を開き奉るを得ず、故に、四十二年の式にては、此式は行はせられざるべしと云ふ。

御戸祭

同年同月十三日、外宮同月十五日

御戸に御輪穴を穿ち奉る式なり。

御船代祭

同年同月十七日、外宮同月十九日

宮山祭場に於て、御船代木伐採の爲め、草木薙初の式、及び伐木の儀を行ひ、東寶殿に於て、造神宮屬御船代を彫り奉る式ありて、之を新殿内に奉納す。御船代は、御楯代を納むる御器なり。

洗清

同年同月廿四日、外宮同月廿六日

先づ、御船代玉奈井の洗清を奉仕し、新殿内、及び、大床、御階等を、洗ひ清むる式なり。玉奈井とは、御船代を安置し奉るべき處に設くるものにて、四本柱に御屋根あり、四方に絹を垂れて、御帳臺の如きものなりと云ふ。

心御柱奉建

同年八月廿五日、外宮九月廿七日

御稻御倉に納めたる心御柱を、新殿の御床下へ運び、宮穿穴を穿つや、禰宜御柱を奉傍して、正中に奉建す、權禰宜、宮掌、御柱根を固め、神を以て御柱を圍ひ奉る式にして、其式は最も神祕に屬する御事なりと云ふ。

杵築祭 同年九月廿八日、外宮同月廿九日。

祭主以下、神官、造神宮使以下、五丈殿に於て、饗膳の式を行ひ、櫻宮石壇の前にて、大宮司以下、白杖を持ち、本殿に参進、大宮司、内玉垣御門下にて祝詞を口申し奉りて、新殿へ参着し、白杖を捧げて、御床下へ進み、杵築祭の歌を誦ひつゝ、御柱根を築き固むる式なり。

後鎮祭 同年十月一日、外宮同月四日。

天平瓮を、新殿の御床下に奉安する式なり。

御装束讀合 同上。

四丈殿に於て、御装束及び神寶を點檢し奉る式なり。

川原、大祓 同年同月二日、外宮同月四日。

祭主以下五十鈴河の河原祓所に列立、御樋代、御装束神寶及び、奉仕諸員を祓ひ清むる式なり。

御飾 同年同月二日、外宮同月五日。

御樋代、及び、御装束等を納め、御幌、壁代等を掛くるなど、新殿を奉飾する式なり。

遷御 同上。

祭主、大少宮司、禰宜、權禰宜、宮掌、奉遷勅使、掌典、掌典補、造神宮使、同副使、主事、技師、屬、技手、參集、三重縣知事、屬、参候、儀仗兵一大隊護衛、第三鼓を合圖に参進して、玉串行事所に就き、奉遷勅使以下、太玉串を執りて、本殿に参進し、太玉串奉奠、遷御の御準備整ふや、奉仕諸員は、階下に分候す、召立文とて、行障、絹垣、及び、執物奉仕員の名、列の左右、御物を、順次に讀上ぐ、前陣後陣の列整ふに及び、鶏鳴三聲、大神の御樋代は、禰宜奉戴、絹垣に圍まれて出御あらせらる、白布の御道

敷を渡御ありて、警蹕の聲神々しく、新殿へ入御あらせらる、召立によりて、御神寶は、次第に殿内に奉納せらる、奉仕員は、皆、束帯衣冠に、木綿禪明衣を掛けて、最も嚴肅に奉仕せらるゝなり、而して、渡御の行列は、左の如し。

宮掌 乘燭 御祈 御鉢 御弓 菅御笠 紫御袴 金網道御太刀 玉繩御太刀 須我利御太刀 御蓋 權禰宜 御祈 御鉢 御弓 菅御笠 御祈 御鉢 御火 宮掌 掌典 奉遷勅使 行障 絹垣 御樋代 前の絹垣に 御蓋 祭主大宮司少宮司 菅御笠 御祈 御鉢 御祈 御鉢 御火 御火 宮掌 奉 同年同月三日、外宮同月六日。

官幣奉奠式は、恒例祭儀と同じ、其異なる所は、只玉串行事を先にするに在るのみ、奉幣後、五丈殿に就きて、勅使以下饗膳の式を行はる、尙ほ奉幣當日夕刻、大御饗を供進し、御神樂秘曲を奏行せらる、此式典は、恒例にあらざれば、遷宮毎に、御治定あるなり。

古物、渡 同年同月三日、外宮同月六日。

古殿の神寶を、新殿に奉納する式なり。

右にて、全く正遷宮の大典は終了せるものなり、而して、兩宮の御祭儀は、其間多少の差あれど、今只其内宮に於ける概略の御式を擧ぐるのみ、此他、別宮の諸儀式は、之を略す、以上は従來新聞雜誌案内記事にも記載して、國民の一通り知り奉り置くべき事項に屬す。

右御祭典の内、立柱祭以下は、今日にては未行の儀式なれば、二十二年の正遷宮の儀式より推算して記せるものなり、然り而して、以上祭典の時日儀式等は殆ど一定不動にして、今後と雖も、大凡之に違ふことなかるべしと云ふ。

第十四章 内外宮正遷宮の順序に關する争

内外宮正遷宮の前後に就きて、亦、古來、之を争ひし事あり、元來、内外宮祭典の順序は、大神の御示教若くは鎮座の日を以てするならむとの事にて、外宮を前に行ふ例なるも、正遷宮に至りては、外宮を前にすべき確乎たる由緒なきもの、如し、而して、之に關しては、既に、天正十三年の正遷宮の際、下し給へる後陽成天皇の御給旨、傳奏の副狀、并に秀吉の下知狀あ

りて、今に、神宮文庫に嚴存せり、其文左の如し、

伊勢内宮外宮正遷宮前後相論之事、任往昔之神蹤、内宮理運之趣被聞食畢、殊更殿下
秀吉被尋申處、尤内宮可爲理運旨被申入之由、早得其意、遷宮之事可被下知之狀如件

天正十三年後八月廿三日

左中將花押

今度、伊勢内宮外宮就正遷宮前後相論之儀、窺敬慮候處、被任往昔之神蹤、内宮理運之
趣被成繪旨上、於末代不可有相違之狀如件

天正十三年壬八月 日

秀吉花押

傳奏の副狀は姑く之を略す、されば、正遷宮に於ては、此繪旨によりて、其順序自ら定りしもの、如し、

第十五章 大麻及び曆

第一項 大麻配布の起原沿革

我固有の國風は、古來、天祖天照大神を、家庭の最上神として崇拜せしならむとの事は、既に本論第一章に於て、考証せし所也、但し伊勢の御師が、大麻を其檀家に配布するに至りし起原に就きては、明ならざれど、足利季世、大凡天文以降の事ならむとは、現時調査の結果なり、而して其配布は蓋し私祈禱に濫觴せるものにて、藤波氏公氏所藏文書中の年不詳正月十一日附、内宮二神主蘭田守辰の足利幕府宛書に呈せし書面に、御屋形様御祈禱職、并御宥事、内宮粟野代々申來候、雖然依有子細、蘭田二神主讓得、致御祈禱候云々とありて、終りに、以一万度御秘太麻進上仕候とあるを見たり、守辰は、守武の兄にて、永正十三年十一月十七日に自殺せし人にて、文明十六年に始めて禰宜に任せし人なり、かくの如き事實が遂に太麻を檀家に配布することとなりし事明なり、次に、神鏡雜例二の卷に、檜垣兵庫家古文書を引けるが、其文に、大神宮御秘の箱頂戴、目出度候、寫西庄御神領之由、承候、此願令成

就者、御神領可令寄進候、○中二月二十七日、氏、康花押、大神宮禰宜中とあり、北條氏康は、永正

大永、享祿、天文の間の人なれば、此頃益盛に御秘大麻を出し、を知るべし、次に、又、輯古帖に、

内宮長官○一稱之内、又藏々、貴所相論尾州之内五郷所御師、藏堀尾、并同名中之事、左右

方、子細承之處、元道者、從下中郷金五郎、手親之代、在買得、既五拾年余馳走、尙知行無其

隱之段相聞候、然ニ右之各へ、從貴所一度も御秘不遺由、又藏被申候、猶以相尋候へ、

切々御秘參、則數通之返狀披見候上ハ、□又藏被申分相違候、○中

天正十七、五月十七日、

上部越中守 貞永花押

町野左近 助重花押

吉澤半入殿

とあり、今天正十七年より五十年逆算すれば、大凡天文九年となるなり、是れ即ち天文年間起原説の根據なり、中村宗安由緒傳記に、諸國且方持之人、且那廻り之儀を始の參事に候、此方○廻り之儀も、家相續の爲と思召、乍太儀、西國江御越相

成、且中に其旨申達、且那廻りを企被下候はば云々とありて、これは、此文の末に、元龜四年云々の事もあれば、大抵元龜の頃より、御師が諸國の檀家を廻りて配札せし事始りしやうにも見ゆれど、神宮祈禱の御守札を、私人に頒布せし事は、既に

此以前に在ること、前に云へるが如くにして、予の考にては、此に關する材料は足利時代のものなれど、御秘若くは大麻を私人に授與頒布することは、非常に古くして、其形式こそ異なれ、神宮の御靈として、之を私家に奉祀するの習慣は、古代よ

り連續せしものと思考するなり、即ち、其證は、本論第一章に詳述したれば今此には之を略す、

明治以後の大麻頒布の状況は、明治四年十二月十八日附の書面を以て、神宮司廳より、「神宮御秘大麻、從前、舊師職之者共

分頒致來候分、去七月、御改正に付、被廢候得共、此儘にては、邊境の人民等、終に崇敬之道を閉塞する姿と成行可申哉も

難計、左候ては、方今の御時勢に悖り、不都合と相考候間、變害不生様取計、從司廳海内へ遍頒給致度」との旨、神祇省へ

伺の上、明治五年より、頒布を行ふ、而して、初め、是より前、兩宮の師職、各其檀家と稱する得意を、各地方に設け、年々各自配札を爲すの慣例ありし事は、前述ふる所の如くなれど、是れ、各自の私事に過ぎず、公然官用として、全國一律の下に配札を爲すは、此時を以て始とす、従つて、明治五年以來の頒布は、神宮司廳より、各地方廳に送達し、各地方廳よりは、各郡村の區戸長等に下附し、區戸長、其部落神職の協力にて、之を各戸に配付せり、明治十一年三月、大麻頒布は、地方官の關係を要せず、其受否は、人民の自由たるべき事となり、爾來、司廳より、直接配布することとなり、各地の神道事務分局、并に神宮教院をして、其事に當らしむ、

明治十五年一月、神宮と教導職との分離より、神宮司廳と神宮教院と各別となりしより、大麻頒布は、舉て、司廳より神宮教院に委任したり、

明治三十二年、神宮教會解散し、神宮奉齋會の設立あり、同年九月、内務省の訓令ありて、神宮教院に委任したりし頒布は、更に、同様、神宮奉齋會に委任することとなり、

第二項 伊勢曆の起原沿革及び特色

伊勢曆の起原に就きては、詳ならず、但し、毎事問上の卷に記する所によれば、山田の曆師は、元來白人曆師と稱して、寛永の頃は、三人なりしが、後漸次に増加して、毎事問の著者の時代には、十人餘にも及び、猶ほ其業忙しき由なり、又、神境雜例下卷には、寛永十八年頃、伊勢北畠家の曆師、多氣郡丹生村の加茂杉太夫と、山田の曆師若太夫との争論の事を記して、其中に、山田の曆が、七八十年退轉せりと云ふ事あり、寛永より逆算して七八十年と云へば、大凡永祿元龜天正頃ならむ、然らば、則ち、山田の曆は、足利季世には既に之ありし事を知るべく、而して、其淵源が、丹生の曆師杉太夫に在ることを知るべし、杉太夫は、北畠家の曆師なること、前に説く如し、而して、北畠家は、王朝の頃、伊勢に赴任せる國司なれば、其曆が、夙に京都の官曆に淵源して、伊勢曆の濫觴なることを推知するに難からざればなり、昔物語によれば、宇治の曆師は、享保六七年頃よりにて、山田の曆師より傳へたるもの、如し、而して、八十八夜と二百十日とは、全國農家の古來より重要な日と

するものなるが、伊勢は、即ち、穀物の神たる豊受大神の御鎮座の由緒に本づきて、特に其曆には、他の曆より、夙く、此農家の二大重要日を記入せしものと見えて、山田三方より、幕府に願書せる伊勢曆自由開版の願書に、左の如き事あるを見る、於伊勢神領白人曆之儀、随分念を入れ申附相考させ、京曆を待受、引合見申、相違無御座候はば、出させ可申候、但、八十八夜、二百十日などの小書は、伊勢の規模にて、別て、諸國百姓中心に相叶申様御座候間、右の趣、於被爲仰付は、難有奉存候、以上、

貞享二年二月二十五日

山田 三方

是れ、亦神宮の御神徳を仰き奉るに足るべき資料なり、

元來、舊師職御祓配布の際、曆を添へて檀家に贈る慣習は、由て來る所尙し、而して、師職の御祓配布は、素と好意的贈與なれば、之れに添ふるに、更に、織物、櫛、小刀、熨斗、鮑の類を以てせしと云ふ、然れども、邊僻の地、曆本購入不便なるが故に、曆本を進物とするの、殊に之を喜ぶに加かず、因て、師職のもの、以上の進物に代ふるに、曆を以てすることとなりしとぞ、世之を伊勢曆と稱す、伊勢山田の曆師之を造り、土御門家の校合を請けて、之を發行す、貞享以後、其筋より、寫本の下附を得て、膽寫發行す、本來、檀家への贈物用として造り始めた者なるが故に、伊勢曆は、汎く販賣を許されざりしなり、然るに、維新以后に至り、明治十五年四月二十六日、太政官第八號布達を以て、本曆并に畧曆は、明治十六年曆より、伊勢神宮に於て頒布せしむと、此達以來、神宮にて製造し、大麻と共に之を頒布す、但し、是より以前、明治十一年、司廳より、直接大麻頒布を行ふこととなりし時より、其筋へ伺の上、天文臺發行の曆を、製曆商社に注文特製して、大麻頒布の際、希望の向へ、添へて配附の事を行ひ來れるも、此は、大麻頒布に便宜を附加する一部分的事業にして、公然、官務として、司廳より全國へ配布することは固より此太政官達に基くものなり、

第十六章 行幸并に皇族緋結の参拜

古來神宮に行幸の有無に就きては、諸説紛々たり、神境雜話附録には、天子行幸神宮考と云ふ一篇ありて、天武天皇即位二

年九月十七日に行幸の事神宮雜事に記せりと云ひ、次に持統天皇即位六年に伊勢に行幸の事見えて、此事を元亨釋書資治表に神宮行幸の事とせりと見ゆ、此他松木氏久志本氏の年代記其他二十二社註式、諸神記などに聖武桓武嵯峨醍醐白河鳥羽の諸聖帝行幸の事見ゆる由を記し、日本紀を見るに天武紀上卷天皇御擧兵の條元年六月に且於朝明郡迹太川邊望拜天照太神と云ふ事見ゆ、又持統紀六年三月の條に伊勢に幸して、神郡御經過の事は見ゆれど神宮に行幸の事果してありしや否を詳にせず、御巫清直翁は之に關して、神宮行幸辨を著し、神宮には古來行幸のなかりし事を辨明せり、其根據とする所は、玉海養和元年十月二日條の後朱雀天皇行幸の先例を調査せしめしに先例なくして御止め玉ひしと云ふ文に在るなり、

皇族の参拜は、日本武尊東征の時、神宮に詣で、倭姫命に謁し、草薙劔を賜はりて出發せられし事は、日本紀七の皇行紀并に古事記中卷日向日代宮の段に見えて有名なる事蹟なり、其後、桓武、平城、諸帝の、猶は皇太子たりし時、参拜せられし事、國史に見ゆ、又、皇女の参拜の事も少なからず、日本書紀、櫻日本紀、萬葉集等又、公卿、武門、殊に足利家の將軍、義持、義教、義政等の参詣せし事は、有名なり、

明治年間に至りて、英照皇太后は、明治二十年三月御参拜あり、其他皇族精神の参拜は一々擧ぐるに遑あらず、

第十七章 庶民の参詣并に御蔭参り

中古、支那の制度に倣ひて、臣民の奉幣を禁せしも、天祖の威靈の致す所、之を止むるを得ず、私幣参詣、世を経て愈盛なりし事は、前既に説く所の如し、而して、伊勢参宮は、全國庶民の、一世一度必ず爲さざるべからざる國民の義務と思考せられ、諸國、共に、伊勢参宮の方法に關しては、各、其地古來一定の慣習ありて、皆之に従ふ例なり、坂向サカムカヒの式、土産物の配付等の如きは、何れの國にもありしものにして、特に大凡六十一一年目には、御蔭参り、御蔭まうで、抜け参り等と稱して、全國の庶民、

費用の有無を論せず、父母の許否如何を論せず、狂奔して、神宮に参拜するの習慣あり、寛明日記等に依れば、徳川の初め、慶安三年の頃より流行し、此事、徳川の中世、愈盛になりゆき、寶永二年には、閏四月九日より、五月廿九日まで、五十日の間に、三百六十二万人の参詣者あり、明和八年の時には、四月八日より、八月九日まで、二百七万七千四百五十人の参詣者あり、文政三年の時には、若干日の間に、四百八十六万二千八百八十人の参詣者あり、玉穂問三の卷、明和御後神異記、御蔭参りの参詣者、此の如く盛なる時は、如何にして、此等の参詣者を宿泊せしめしか、文政神異記を見るに、山田市内の混雜一方ならず、第一に宿屋の不足、第二食料米の不足、魚菜の不足等、一々枚擧に遑あらず、然れども、當時は、山田奉行の周旋、豪商篤志家の馳走等にて、宿屋の不足を補ひ、米魚は不意に入船多魚の幸あり、神明の威靈に出づるものなりとの事を記せり、聞く所に依れば、當時、山田市内の人家大凡一万二千三百にして、御師の家、大畧五百戸内外なり、而して、其混雜此の如し、當今、山田市内の戸數は、其半に過ぎず、而して旅館の數は百五十に足らず、疊敷一万二千枚内外なり、若し、將來、昔日の御蔭参りの如き参詣者の、一時に輻湊するの場合あらむには、今日の山田市に於ては、到底之を收容する事能はざるべしと云ふ、

第十八章 正式参拜

維新後、皇族并に外國人に對する参拜規則ありしも、一般官吏等に對する細則もなかりしより、明治廿年、森文部大臣外官参拜の後、議ありて、初めて正式参拜の内規を設けらる、現時の規定は、正式参拜を出願するものは、皇族は特別の事なるが官吏、軍人は、判任官以上のものに之を許可し、神官案内して、皇族は内玉垣御門の外、敷居際、親任、勅任は、内玉垣御門の下、奏任は、八重櫛、鳥居下、判任は、外玉垣御門の内にて、拜する事を得、且夫人同伴を許さる、而して、其拜禮の方法は、立拜坐拜、本人の適宜に任ず、又、此他、明治十七年八月以前の拜命に係る教導職は、其當時の資格によりて、之を待遇す、華族の家族は、祖父母、父母、嫡男、嫡孫は、内玉垣御門の外に於て拜するを得、無官にても、有位有勳者は参拜を許す、服装は、男子はフロックコート、若くは羽織袴、又は軍服、婦人は、白襟紋付にて、靴又は草履を穿つを得、参拜の際、直に神前に玉串を

奉る事を得るものは、皇族のみにして、臣下は、一切之を禁ず、臣下奉幣の爲めには、別に神部署所轄の神樂殿あり、此處に就きて、隨意其志によりて、神樂、御饗等を奏進する事を得るなり、

第十九章 兩宮相殿の神

兩宮相殿の神に就きては、古來諸説紛々として一定せず、既に平田先生の古史徴にも考證あり、又荒木田末壽の相殿別宮辨、并に御巫清直翁の二宮相殿神考証等、二三、之に關する著書も亦之あり、而して、或は、内宮は、天伊力男神と、思金、神となりと云ひ、或は、天、兒屋、命と天、太玉、命とも云ふ、されど皇太神宮儀式帳には、天、手力男神と皇孫の御母、万幡豊秋津姫命とす、今是に決せり、又、外宮相殿神は、天津彦火瓊杵尊と、天兒屋根命と、太玉命との三神とし、或は天孫降臨の時の御供の神三前なりとも云ふ、然れども外宮の祭神は、明治八年七月四日、教部省に伺ひ定めの上、御供の神三座と決定せり、但し神名を擧げず、然るに明治四十年二月神職會發行の神宮官國幣一覽に、外宮相殿神を、邇々藝命以下の三座とせるは、甚しき失態なり、

第二十章 別宮并に攝社及び末社

別宮は、内外兩宮に次ぎて、尊崇せらるゝ所にして、兩宮の傍近、并に伊勢志摩の各地に散在す、而して、此内往古より別宮たりしものと、後に至りて別宮に上せられしものと之あり、神名秘書大治三年六月官符、并に同書月讀宮の條、帝王編年記永仁元年三月廿日の條、皇字沙汰文永仁四年注進狀類聚神祇本源十一外宮別宮の條、攝社は、延曆奏上の皇太神宮儀式帳によれば、内宮四十所とあり、又、延曆奏上の止由氣太神宮儀式帳によれば、外宮二十四所とあり、然るに、延喜式四には、大神宮所攝二十四座、度會宮所攝十六座とあり、竝に祈年、神嘗祭に預るものなり、近世、神域内に、すべての末社の遙拜所を造り、之を巡拜せしめ、俗に外宮四十末社内宮八十末社と稱せしが、維新後廢止せり、毎事問の中卷、并に常基古今雜事記、

今、現時の別宮、攝社末社の名稱、祭神、所在地を掲げて、讀者の便に供す、

皇大神宮

○別宮九所

- 荒 祭 宮 皇大神宮城内
- 月 讀 宮 度會郡四郷村大字北中村
- 月 讀 荒御魂宮 月讀宮同域
- 伊 佐 奈 岐 宮 月讀宮同域
- 伊 佐 奈 彌 宮 月讀宮同域
- 瀧 原 宮 度會郡瀧原村大字野後 (大神宮を祀る)
- 瀧 原 並 宮 瀧原宮同域 (同上)
- 伊 雜 宮 志摩國志摩郡磯部村大字上ノ郷 (同上)
- 風 日 祈 宮 皇大神宮城内

○別宮と攝社との中位に在る一種の社格

- 瀧 祭、神 皇大神宮城内 (宮殿なし)
- 攝社三十三所
- 朝 熊 神 社 度會郡四郷村大字朝熊
- 朝 熊 御 前 神 社 朝熊神社同域
- 圓 相 神 社 宮本村大字津村

- 鴨神社 東外城田村大字山神
- 田乃家神社 東外城田村大字矢野
- 蚊野神社 田乃家神社同域
- 蚊野御前神社 東外城田村大字蚊野
- 湯田神社 蚊野神社同域
- 大土御祖神社 有田村大字湯田
- 國津御祖神社 四郷村大字桶部
- 朽羅神社 大土御祖神社同域
- 宇治山田神社 東外城田村大字東原
- 津長神社 四郷村大字北中村
- 大水神社 宇治山田市大字今在家町
- 堅田神社 宇治山田市大字今在家町
- 江神神社 東二見村大字江村
- 神前神社 東二見村大字松下
- 粟皇子神社 東二見村大字松下
- 川原神社 宮本村大字佐八
- 久具都比賣神社 内城田村大字上久具
- 奈良波良神社 下城田村大字宮古

- 棒原神社 田丸町大字上田邊
- 御船神社 多紀郡西外城田村大字土羽
- 坂手國生神社 田丸町大字上田邊
- 狭田國生神社 田丸町大字佐田
- 多岐原神社 瀧原村大字三瀬川
- 末社十六所
- 鴨下神社 東外城田村大字勝田
- 津布良神社 東外城田村大字積瓦
- 葭原神社 四郷村大字北中村
- 小社神社 下外城田村大字小社曾根
- 許母利神社 東二見村大字松下
- 新川神社 津長神社御同座
- 石井神社 宇治山田市今在家町
- 宇治乃奴鬼神社 四郷村大字桶部大土御祖神社御同座
- 加努彌神社 四郷村大字鹿澤
- 川相神社 大水神社御同座
- 熊淵神社 大永神社御同座
- 荒前神社 神前神社御同座
- 那自賣神社 津長神社御同座

葦立豆神社
車彌乃神社
鏡宮神社

國津御祖神社御同座
御船神社御同座
四郷村大字朝熊

○所管三十所

與玉神
宮比神
屋乃波比伎神
御酒殿神
御稻御倉神
由貴御倉神
神服織機殿神社
同末社八所
神麻績機殿神社
同末社八所
御鹽殿神社
養土橋姫神社
大山祇神社
子安神社
御鹽濱

皇大神宮城内
同 上
同 上
同 上
同 上
同 上
多氣郡東黒部村大字大垣内村
神服織機殿神社城内
飯南郡橋殿村大字井口中村
神麻績機殿神社城内
西二見村大字莊村
宇治山田市大字今在家町
宇治山田市大字館町
宇治山田市大字館町
西二見村大字西村

神馬埋場

宇治山田市大字館町

豊受大神宮

○別宮四所

多賀宮
土宮
月夜見宮
風宮

豊受大神宮城内
同 上
宇治山田市大字宮後町
豊受大神宮城内
〔豊受大神の荒魂を祀る〕
〔山田原即ち外宮の宮の地の地主の神なり〕
〔志那都比古神を祀る〕

○攝社十七所

草奈伎神社
大間國生神社二所
度會國御神社
度會大國玉比賣神社
田上大水神社
田上大水御前神社
志等美神社
大河内神社
清野井庭神社
高河原神社

宇治山田市大字常盤町
同 所
豊受大神宮城内
豊受大神宮城内
宮本村大字藤里
田上大水神社同域
宇治山田市大字辻久留町
志等美神社同域
宇治山田市大字常盤町
月夜見宮城内

也、神宮は、皇大神宮を謂給へり、古今うち任せて、神宮といふは、伊勢に限れる物ぞ、内侍所は、即ち賢所なり、源氏物語、江入楚に、内侍所は賢所とも申奉る、内侍所とは神鏡の坐す御殿には必内侍官の侍ふなり、内侍所と稱奉る由は、白河天皇の仰に、内侍所神鏡昔飛上欲上天、女官懸唐衣袖奉引留依此因縁、女官所奉守護也と、江次第に記せるが如し、古語拾遺に、逃于神武天皇建都、橿原經營帝宅、天富命捧持天璽、鏡劍奉安正殿、當此之時、帝之與神其際未遑、同殿共床、以此爲常、至于磯城、瑞籬朝、漸畏神威、同殿不安、故更令齋部氏、奉石凝姥神裔、天目一箇、神裔二氏、更鑄鏡造劍、以爲護身、御璽是今踐祚之日、所獻神璽、鏡劍也、正統記云、内侍所は神鏡なり、八咫鏡と申す、正體は皇大神宮にいはい奉る、内侍所に坐すは崇神の御世に鑄替られたりし御鏡なり、坂士佛云、此神鏡を本體として大倭國宇陀郡宇陀神戶にて重て鑄あらはし給ひし御鏡は、内裡におはします、内侍所これなり、本朝世紀、天慶元年七月十三日、戊二刻、内侍所避温明殿、遷後涼殿、齋辛樞二合、注に、自往古號之神明、在內侍司相傳云、伊勢大神宮分身也、觸事每祈禱靈驗奇異云云、○年中行事秘抄及び外記の記に此同意の文を記せり右の書等に依ば、内侍所は齋鏡の御摸造にして、天照大神の御靈に坐することを知べし、皇太神宮雜例集云、内侍所者、神鏡也、天曆聖記に、温明殿所納之神靈鏡、日本紀略に、威所神鏡、扶桑略記に、温明殿神靈鏡、御堂關白記に、御内侍所神鏡、其他諸家の記録にも内侍所とは神鏡を指して申すなり、一代要記に、天德、災に内侍所飛出温明殿、中右記に、内侍所自飛付給、永曆元年皇大神宮宣命に、被掠取内侍所、東鑑欲開賢所、又曰、賢所神靈御入浴、平家物語内侍所入浴の篇に、内侍所神璽の御宮など記し、其他近古の書にも、皆全じければ、古今うち任せて内侍所とは齋鏡の御摸を指奉れること明けし、

附録第二 二見の浦の歴史及び現状

白砂青松の景、風光明媚の美、其名を天下に擅にするもの、東に三保の松原、西に須磨明石の勝地あり、而して、其絶景に加ふるに、更に神聖の名を以て著るもの、實に是れ伊勢國二見の浦と爲す、二見の浦の起源は、倭姫命世記に依るに、倭姫命が、天祖天照大神を奉じて、瀧原の宮より、海岸に下らせ給ひ、度會郡家田上宮に遷座まします途中、通過せられ、當時、御瀧濱、并に御瀧山堅多の社江の社等を定めさせ給ひし舊地に於て、其舊跡は今、二見茶屋町并に江村の内在り、第三卷家田上宮の條に詳なり二見は、以上の如き古蹟を有するのみならず、古來我國の習慣として、神社に詣つるには、必ず潔齋する例なりしが、特に神聖無二の神宮に參拜するには、地の遠近を論せず、何人にも、徳川時代の末に至るまでは、必ず先づ二見の浦に來りて、海水に浴し、潔齋の後、神宮に參拜する例たりしなり、今日に於ても、伊勢の人民、并に近國の人民にて、猶ほ舊慣を重んずる農夫などにては、神宮參拜の前、二見の浦に來りて、湖水にて盥嗽するもの少なからず、殊に、昔時は、二見の浦の旅館に於ても、敬神の意を存し、月事ある女房下婢の如きは、神聖なる參詣者には、一切之を接せざらしめし如き狀況なりしと云へり、公鏡録五の卷、伊勢參向手續之事の條を參照し。

然るに、近世に至り、此二見の浦の東端にある所の立石、一に夫婦岩と稱する岩に、大なる注連繩を懸け、之を、此二見の海中にある鏡石と云ふ暗礁の内に鎮座すとの俗傳ある興玉の神、即ち猿田彦命の遙拜所とせしが、此立石の對岸の地は、偶々東方に當り、晴天の朝、太陽出現の壯觀を望むべく、又併せて遙に富士山を望む事を得るより、此事、漸次世に名高くなりて、遠近の參詣者、皆一度足を此處に運びて、其景を望まむと欲し、而して、其立石の對岸なる地には、又興玉神の祠これあるが故に、此地に集まるものは、必ず先づ此祠を拜するを例とせしもの、如し、然るに、維新の後に至り、時勢大に變化し、二見の浦の旅館の如きも、何等敬神上の心得を存する事之なく、參詣者も、亦、古昔潔齋地たりし山緒を知るもの一も之なく、只徒に日出と富嶽との景を望み、夏日は衛生上の水浴を試みむとするに過ぎず、古來の美風、頽然として衰替し、而して此立石の邊には、二見村人、亦、日之神拜所と云へる木札を標榜し、參詣者は、専ら此處を以て、神宮所管の神社と誤り認むるに至れり、速に古昔の美風を回復すべし、鏡石の中に安置せらるゝと稱する興玉明神の事は、神郡名勝誌五の卷によれば、實は、鏡石の奇狀を見て、土俗誤りて興玉明神として尊敬するに至りしものにして、別に、根據あるにあらず、其内宮祭典の

内に、與玉神の祭典とあるは、同書四の卷によれば、内宮正殿の乾なる板垣外玉垣の間に坐し、石壇のみにて、社殿なく、西面に向て安置せらるゝ神にして、素より二見の與玉明神とは何等の關係なきなり、

附録第三 朝熊山と片參宮

朝熊山は、伊勢志摩兩國の境に在る一小山にして、海拔千七百尺、山頂に金剛證寺あり、空海の中興にて、東岳和尚の退休より、臨濟宗に改まる、斯くの如き由緒を以て、中世佛教隆盛の際にありては、遠近の男女、神宮に參拜するもの、大抵此處に詣づるを常とし、若しこゝに到らざるものある時は、之を片參宮と稱せしとぞ、山上眺望に富み、且萬金丹の製造所、并に旅館等も山頂に在りて、今猶ほ登山するもの少からず、

附録第四 官幣社、別格官幣社、國幣社の區別、及府縣社、鄉村社の區別、

神宮は絶對的無上の神祠たる事、既に本論第一章、第四章、并に附説第二章に於て詳論する所なり、而して、此外、古來より、官幣社、國幣社等の區別あり、延喜式第九第十の神名式に、天神地祇總三千一百三十二座とありて、その内を、社二千八百六十一處、前二百七十一座に別つ、社とは、社殿のある神社にして、前とは社殿なくして、他の神社に附祀せられ、所謂相殿社と稱するものなりとの事、神社叢書第一卷の「前二百七十一座」の下に見ゆ、此の説は、本居而して、又、その社前を大小の二種に別ち、大社四百九十二座、小社二千六百四十座とし、又、大社の内三百四座は、並に祈年月次新嘗祭の案上官幣に預るものとなし、而して、三百四座の内、七十一座は、相嘗祭に預るものとなし、大社四百九十二座の内、一百八十八座は、祈年の國幣に預るものとなす、又、小社二千六百四十座の内、四百三十三座は、祈年の國幣に預るものと爲せり、されど、當時、官社の數は三千一百三十二座より多くして、六千餘座ありしことは既に附説第二章に述ぶる所の如く又此事は武藏總社誌上卷神祇全書百六十にも委曲考證する所にして疑ふべきなし、さて顧みて大寶律養老律を見るに、賊盜律、衛禁律、共に天下の神社を大社

中社、小社の三級に分ちたりしが、延喜式には右の如く中社と云ふは見えず、これによりて、鈴鹿連胤卿の神社要録七には神社私考に、大とは大社、次に小とあるは小社の事にて、神社に大社小社の差別あり、云々、又云、大小は大社小社の事なり○中連胤按するに、然らず、こはたゞ案上案下の幣に預ることをしらしめむに、ことごとくに、案上幣、案下幣などするを省きたるは、みな小なる事、著ければ、神社の下には畧せり、されど郡名の下には大幾座小幾座と洩さすしおけり、こはたゞ其神社を崇め給へる等を定め給へる名目と云へるは勿論なり、幣物の重きは、おのづから尊み、輕きは卑む貌あり、是を大社小社の差別と見る時は、此帳の中なる、常陸國筑波郡筑波山神社二座一ハ名神、二ハ小神但馬國養父郡夜夫坐神社五座名神大三座、小神三座とあるを、大社とせむや、小社とせむや、思ふべし、返すくも此帳の上に置きて、大社小社といふべきに非ず、只大小とのみ讀つべし

と説きて、延喜式の大小社は社格に非ずと云へり、是れ亦一説として見るべし、而して其大寶律以來の大中小社が何故に大小のみなりしかは明ならず、されど、法曹至要抄正解九に「類聚神祇本源元々集、造殿儀式に光仁天皇寶龜二年辛亥二月十三日庚子格に、正二位正三位以上爲大社、從三位從四位以上爲中社、正五位以上爲小社、此格は實行され」と云ふ事も見ゆ、此格若し眞ならば、平城朝の末猶ほ大中小社の區別ありしなれば、其後に變遷せしものならむ、而して其名神祭に預る社は自ら大社にして名神祭とは延喜式三の卷臨時祭式に名神祭に預る社二百八十有五座とありて、一つの社格を述ぶる重き祭と見ゆ大の幣帛に預り名神祭に預らずして神名式給ふより、自然大に大小のみある社は神なり小社の名目となる歟との先輩の説もあり、又猿渡容盛の總社或問神祇全書第二輯には、三六五以下

類聚國史卷十祈年祭條に、桓武天皇延暦十七年九月癸丑、定可奉祈年幣帛神社、先是諸國祝部等每年入京、各受幣帛而道路僻遠往還多難、今便用當國物、云々、此は官幣に預り給ふ諸社の祝部の、京へ參る事を停めさせ給ひて、其國々の國司に令て、其幣帛も當國の物を用て、供祭せしめられしなり、然る時は官幣の諸社の祝部も、國術の祭場に集ひて幣帛を受しこと、全く國幣の例に同じかりしこと推て知るべし、然れども、か

（ては官幣國幣差別無きに似れば、其格長くは行はれざりしと聞ゆ、其は同書、嵯峨天皇弘仁八年二月丙申、神祇官、
 祈年月次等、祭、日、諸社、祝部等、事、須、參、集、祭、庭、受、幣、供、神、而、比、年、之、間、未、有、參、會、仍、幣、帛、一、百、
 卅、二、襲、收、諸、官、庫、無、人、預、付、伏、望、准、寶、龜、六、年、格、頒、幣、之、日、不、參、祝、部、不、論、有、位、無、位、一、切、
 還、本、許、之、な、ど、も、見、わ、た、り、○中また類聚三代格齊衡二年五月太政官符○中また貞觀十七年三月太政官符○中をもく、
 此等の格によれば、祈年に限らず、月次新嘗等の官幣も、毎年貢帳大帳等の使に附て、其國々に送らるゝを、國司受取て、
 此等の官幣に預り給ふ諸社の祝部を、其國廳に集へて、かの神祇官の例に准して、頒幣の儀を行はれけむこと推て知るべ
 し、かくの如く國廳に於て、官幣を頒つ例も出來しからは、其齋場即て神祇官に等しかるべきこと、いよく明けし○中
 然るに右の延長四年の翌年、五年十二月奏上の延喜式には、官幣國幣の差別いと明かに記されて、神祇官にて頒ち奉らる
 べき官幣を、各國の府廳に廻送して、國幣と同じさまに、頒ち奉らるゝ等の趣は、曾て見たる事なきは如何にといふに、
 此は其時々の臨時の格には、かはらで、かの延暦以前に行はれ來りし本儀のまゝを取て、式には載られたるものなるべ
 し、

とありて、官幣國幣の區別并に官幣國幣を奉る方法の沿革を記せり又、神社叢書第一には、

按するに、往古は、官幣、國幣の差別は無く、悉く官幣なりけらし、然るは、神祇令義解に、仲春祈年祭、○中即於
 神祇官祭之とありて、國幣と云ふ事は見えず、類聚國史に、延暦十七年九月癸丑、○中先是諸國祝等、毎年入
 京、各受幣帛、而道路僻遠、往還多難、今便用當國物とあれば、此時よりぞ官幣國幣とはなれりけむ、

とありて、明白に官幣國幣の分れし起原を考へられたれど、前の總社或問の説によれば、これほどに判然たる時期を示すこ
 とも出來ぬやうなり、

さて右の如く、大中小社に官幣國幣種々の沿革ありて、一言には云ひかねれど、今延喜式の制によりて概言すれば、官幣とは
 神祇官より幣帛を奉ると云ふ事にて、案上案下とは、其幣帛を案の上ツツに供ふるものと、下に供ふるものとの區別なり、又、國

幣とは、國司より幣帛を奉ると云ふ事にて、其大社にして官幣に預るものを官幣大社と稱し、小社にして官幣に預るものを
 官幣小社と稱し、又大社にして國幣に預るものを國幣大社と稱し、小社にして國幣に預るものを國幣小社と稱するものと
 思考すべし、

現時の制度は、明治四年五月十四日の太政官布告に、天下の神社を別ちて、官社、諸社の二種となし、又官社を別ちて官幣大
 社、官幣中社、官幣小社、別格官幣社、國幣大社、國幣中社、國幣小社の七種となし、諸社を別ちて、府社、縣社、郷社の三種と
 なす、而して、縣社は府藩縣崇敬の社と註し、郷社は郷邑の産土神ウツスナと註せり、次に、同七月四日の太政官達示に、郷村社の制
 度を達し、

- 一 郷社ハ、凡シ戸籍一區一社ヲ定額トス、假令ハ二十ヶ村ニテ千戸許アル一郷ニ、社五ヶ所アリ、一所各三ヶ村五ヶ村ヲ
- 氏子場トス、此五社ノ中、式内カ或ハ従前ノ社格アルカ、又ハ自然信仰ノ歸スル所カ、凡テ最首トナルベキ社ヲ以テ郷
- 社ト定ムベシ、餘ノ四社ハ郷社ノ附屬トシテ、是ヲ村社トス、其村社ノ氏子ハ従前ノ通り、社職モ又従前ノ通りニテ、是
- ヲ祠堂トス、總テ郷社ニ附ス、ニハアラズ、村社氏子元ノ儘ニテ郷社ニ附スルノミ、郷社ノ社職ハ、祠官タリ、村社ノ祠堂ヲ合セテ、
- 郷社ニ祠官祠堂アルコト、布告面ノ如シ、但シ祠官ハ村社ノ數ニ（中路）
- 一 官社又府藩縣社ニテ、乃チ郷社ヲ兼ルモノアリ、假令ハ東京日吉神社、府京都八坂神社官ノ如キ、氏子場數萬戸ニ亘ル
- ト雖モ、更ニ郷社ヲ建テズ、固ヨリ區別ニ及バザルコト上件ノ如シ、

と云へり、併しながら、其實際に於ては、現時未だ國幣大社と云ふものなし、

而して、現時に所謂官幣國幣の區別は、官幣社とは、其例祭の幣帛料を、宮内省内藏寮より地方廳に交附し、幣帛の目録を、
 式部職より交附するものにて、又、國幣社は、内務省より、これを支出するの点に在り、即ち皇室費よりすると國庫よりする
 との点に在るなり、併しながら、國幣社に向つても、宮内省より、幣帛料、神饌料等を供ふる事、素より之れ有り、即ち、例祭
 以外の場合、例へば、日露戰役の時、戰捷の報を爲せる場合の如き是れなり、これ等の規定は、明治二十三年十月十六日內

務省訓第六百九十號其他に覺ゆ、
然り而して、官幣社の内別格官幣社とは、明治以後に至つて、我が皇室に功勞ありし古今の偉人を祭りし神社にして、和氣
清磨の護王神社、楠正成の淡川神社の類是れなり、

附錄第五 全國に於ける官幣社、別格官幣社、國幣社の名稱、所在、
社格、祭日等一覽詳表、

第一、官幣大社

祭日	名稱	所在地
九月十五日	男山八幡宮	京都府山城國綴喜郡八幡町
五月十五日	賀茂別雷神社	京都府山城國愛宕郡上賀茂村
五月十五日	賀茂御祖神社	同府同國同郡下鴨村
四月二日	松尾神社	京都府山城國葛野郡松尾村
四月二日	平野神社	同府同國同郡衣笠村
四月九日	稻荷神社	京都府山城國紀伊郡深草村
四月十五日	平安神社	京都府山城國京都市上京區岡崎町
四月一日	大和神社	奈良縣大和國山邊郡朝和村
三月十三日	春日神社	奈良縣大和國奈良市奈良町
九月十五日	石上神社	奈良縣大和國山邊郡丹波市町
四月四日	廣瀨神社	奈良縣大和國北葛城郡河合村

四月四日	龍田神社	同縣同國生駒郡三郷村
十月八日	丹生川上神社上社	奈良縣大和國吉野郡川上村
九月二十七日	青野宮	奈良縣大和國吉野郡吉野村
四月九日	大神神社	奈良縣大和國磯城郡三輪町
六月一日	丹生川上神社下社	奈良縣大和國吉野郡南芳野村
八月十三日	太歳神社	大阪府和泉國泉北郡鳳村
二月一日	枚岡神社	大阪府河内國中河内郡枚岡村
九月九日	生國魂神社	大阪府攝津國東成郡西高津村
六月三十日	住吉神社	大阪府攝津國東成郡住吉村
三月十六日	廣田神社	兵庫縣攝津國武庫郡大社村
六月二十一日	熱田神社	愛知縣尾張國愛知郡熱田町
十一月四日	淺間神社	靜岡縣駿河國富士郡大宮町
八月十六日	三島神社	靜岡縣伊豆國田方郡三島町
八月一日	米川神社	埼玉縣武藏國北足立郡大宮町
四月十四日	香取神社	千葉縣下總國香取郡香取町
九月十日	安房神社	千葉縣安房國安房郡神戶村
九月一日	鹿島神社	茨城縣常陸國鹿島郡鹿島町
四月十四日	日吉神社	滋賀縣近江國滋賀郡阪本村
四月十五日	建部神社	滋賀縣近江國栗太郡瀬田村

九月四日	氣比神社	福井縣越前國敦賀郡敦賀町
五月十四日	出雲大社	島根縣出雲國簸川郡杵築町
四月二十二日	伊弉諾神社	兵庫縣淡路國津名郡多賀村
九月二十六日	日前神社	和歌山縣紀伊國海草郡宮村
九月二十六日	國懸神社	同上
十一月十五日	宗像神社	福岡縣筑前國宗像郡 <small>大島村</small>
十月二十九日	香椎宮	福岡縣筑前國粕屋郡香椎村
三月十八日	宇佐神社	大分縣豊前國宇佐郡宇佐町
十月二十六日	宮崎宮	宮崎縣日向國宮崎郡大宮村
二月一日	鶴戶神社	宮崎縣日向國南那珂郡鶴戶村
九月十九日	籠島神社	鹿兒島縣大隅國始良郡東襲山村
八月十五日	鹿兒嶋神社	鹿兒島縣大隅國始良郡西國分村
六月十五日	札幌神社	北海道廳石狩國札幌郡圓山村
十月二十八日	臺灣神社	臺灣臺北廳芝蘭一堡劍潭山
第二、官幣中社		
八月四日	北野神社	京都府山城國京都市上京區馬喰町
四月十八日	吉田神社	京都府山城國京都市上京區吉田町
六月十五日	八阪神社	京都府山城國京都市下京區祇園町北側
六月一日	貴船神社	京都府山城國愛宕郡鞍馬村

九月二十一日	白峰宮	京都府山城國京都市下京區飛鳥井町
四月三日	梅宮神社	京都府山城國葛野郡梅津村
四月八日	大原野神社	京都府山城國乙訓郡大原野村
十月十八日	長田神社	兵庫縣攝津國神戶市大字長田
十二月七日	水無瀬宮	大阪府攝津國三嶋郡嶋本村
四月十五日	生田神社	兵庫縣攝津國神戶市神戶下山手通丁目
九月二十二日	井伊谷宮	靜岡縣遠江國引佐郡井伊谷村
八月二十日	鎌倉宮	神奈川縣相模國鎌倉郡鎌倉町
六月十五日	日枝神社	東京府武藏國東京市麴町區永田町三丁目
四月十五日	金鑽神社	埼玉縣武藏國兒玉郡青柳村
四月二十二日	多賀神社	滋賀縣近江國犬上郡多賀村
八月一日	諏訪神社 <small>下社</small>	長野縣信濃國諏訪郡下諏訪町
四月十五日	諏訪神社 <small>上社</small>	長野縣信濃國諏訪郡中洲村大字神宮寺
七月十五日	月山神社	山形縣羽前國東田川郡 <small>立谷澤村</small>
五月六日	金崎宮	福井縣越前國敦賀郡敦賀町
十月十一日	海神社	兵庫縣播磨國明石郡垂水村
十月七日	赤間宮	山口縣長門國下關市阿彌陀寺町
九月十三日	龜山神社	和歌山縣紀伊國海草郡三田村
九月二十八日	英彦山神社	福岡縣豐前國田川郡彦山村

表 覽 一 社 幣 國 官 五第錄附

八月十五日	宮崎宮	福岡縣筑前國粕屋郡箱崎町
八月二十五日	太宰府神社	福岡縣筑前國筑紫郡太宰府町
八月五日	海神神社	長崎縣對馬國上縣郡木阪村
七月二十八日	阿蘇神社	熊本縣肥後國阿蘇郡宮地村
八月三日	八代宮	熊本縣肥後國八代郡八代町
第三、官幣小社		
五月五日	大國魂神社	東京府武藏國北多摩郡府中町
十一月十五日	竈門神社	福岡縣筑前國筑紫郡太宰府町
五月十七日	波上宮	沖繩縣琉球國那霸若狹町村
第四、別格官幣社		
九月十八日	豐國神社	京都府山城國京都市下京區茶屋町
十月十日	梨木神社	京都府山城國京都市染殿町
七月一日	建勳神社	京都府山城國愛宕郡大宮村
四月四日	護王神社	京都府山城國京都市上京區櫻鶴圓町
十一月十七日	談山神社	奈良縣大和國磯城郡多武峯村
一月二十四日	阿部野神社	大阪府攝津國東成郡住吉村
七月十二日	湊川神社	兵庫縣攝津國神戸市兵庫多聞通三丁目
二月十二日	四條畷神社	大阪府河內國北河內郡甲可村
五月一日	結城神社	三重縣伊勢國津市大字藤方

表 覽 一 社 幣 國 官 五第錄附

四月十七日	東照宮	靜岡縣駿河國安倍郡久能村
五月六日	靖國神社	東京府武藏國京都市麩町區宮土瓦町三丁目
十一月六日	靖國神社	東京府武藏國京都市麩町區宮土瓦町三丁目
四月二十九日	小御門神社	千葉縣下總國香取郡小御門村
五月十二日	常磐神社	茨城縣常陸國水戸大字常磐
六月一日	東照宮	栃木縣下野國上都賀郡日光町
十月二十五日	唐澤山神社	栃木縣下野國安蘇郡田沼町
四月二十二日	靈山神社	福島縣岩代國伊達郡靈山村
四月二十九日	上杉神社	山形縣羽前國米澤市南堀端町
八月二十五日	藤嶋神社	福井縣越前國福井市足羽山
四月二十七日	尾山神社	石川縣加賀國金澤市西町
五月七日	名和神社	鳥取縣伯耆國西伯郡名和村
十月一日	豐榮神社	山口縣周防國吉敷郡上宇野合村
五月五日	菊池神社	熊本縣肥後國菊池郡隈府村
十月二十八日	照國神社	鹿兒島縣薩摩國鹿兒嶋市山下町

第五、國幣大社

目下未定之なし、

第六、國幣中社

十月二十一日 出雲神社

京都府丹波國南桑田郡千歲村

表 覽 一 社 幣 國 官 五第錄附

四月二十四日	籠 神 社	京都府丹後國與謝郡府中村
十二月五日	敢 國 神 社	三重縣伊賀國阿山郡府中村
九月二十日	寒 川 神 社	神奈川縣相模國高座郡寒川村
九月十五日	鶴岡八幡宮	神奈川縣相模國鎌倉郡鎌倉町
四月十五日	淺 間 神 社	山梨縣甲斐國東八代郡一櫻村
九月十三日	玉 前 神 社	千葉縣上總國長生郡一宮町
九月九日	大洗磯前神社	茨城縣常陸國東茨城郡磯濱町
十月十五日	酒列磯前神社	茨城縣常陸國那珂郡平磯町
五月五日	南 宮 神 社	岐阜縣美濃國不破郡宮代村
九月十九日	生島足島神社	長野縣信濃國小縣郡東鹽田村
十月二十一日	二荒山神社	栃木縣下野國宇都宮市宇馬場町
四月十七日	二荒山神社	栃木縣下野國上都賀郡日光町
三月十五日	貫 前 神 社	群馬縣上野國北甘樂郡一ノ宮町
十一月一日	都々古別神社	福島縣磐城國東白川郡近津村
五月三日	大物忌神社	山形縣羽後國飽海郡藤岡村
九月十五日	伊佐須美神社	福島縣岩代國大沼郡高田町
九月十一日	都々古別神社	福島縣磐城國東白川郡棚倉町
三月二十九日	志波彦神社	宮城縣陸前國宮城郡鹽竈町
七月十日	鹽竈神社	宮城縣陸前國宮城郡鹽竈町

表 覽 一 社 幣 國 官 五第錄附

十月十日	若狹彦神社上社	福井縣若狹國遠敷郡遠敷村字龍前
三月十日	若狹彦神社下社	福井縣若狹國遠敷郡遠敷村字遠敷
四月三日	氣 多 神 社	石川縣能登國羽咋郡一宮村
四月二十三日	射 水 神 社	富山縣越中國高岡市高岡定塚町
五月十四日	彌 彦 神 社	新潟縣越後國西蒲原郡彌彦村
十月二十日	出 石 神 社	兵庫縣但馬國出石郡神美村
四月七日	美 保 神 社	島根縣出雲國八束郡美保關村
十月十四日	熊 野 神 社	島根縣出雲國八束郡熊野村
五月三日	水若酢神社	島根縣隱岐國隱地郡郡村
四月二十一日	宇 倍 神 社	鳥取縣因幡國岩美郡國府村
十月十一日	安 仁 神 社	岡山縣備前國邑久郡大宮村
十月十八日	吉備津神社	岡山縣備中國賀陽郡真金村
四月二十四日	中 山 神 社	岡山縣美作國苦田郡一宮村
六月十七日	嚴 島 神 社	廣島縣安藝國佐伯郡嚴島町
十二月十五日	住 吉 神 社	山口縣長門國豐浦郡豐東上村
十月十五日	伊太祁曾神社	和歌山縣紀伊國海草郡西山東村
四月十五日	熊野坐神社	和歌山縣紀伊國東牟婁郡本宮村
十一月一日	大麻比古神社	德島縣阿波國板野郡板東村
十月十九日	忌 部 神 社	德島縣阿波國德島市二軒屋町

第七、國幣小社

十月十日	金刀比羅宮	香川縣讚岐國那珂郡琴平町
十月八日	田村神社	香川縣讚岐國香川郡一宮村
四月二十二日	大山祇神社	愛媛縣伊豫國越智郡宮浦村
八月二十五日	土佐神社	高知縣土佐國土佐郡一宮村
十月十三日	高良神社	福岡縣筑後國三井郡御井町
九月十六日	田嶋神社	佐賀縣肥前國東松浦郡呼子村
十一月九日	住吉神社	長崎縣壹岐國壹岐郡那賀村
四月十五日	西塞多神社	大分縣豐後國大分郡東植田村
九月十五日	新田神社	鹿兒島縣薩摩國薩摩郡東水引村
八月十五日	函館八幡宮	北海道昭渡島國龜田郡函館谷地頭町
四月二十二日	真清田神社	愛知縣尾張國中島郡一宮町
五月四日	祇鹿神社	愛知縣三河國寶飯郡一宮村
三月三日	神部神社	靜岡縣駿河國靜岡市 <small>宮ヶ崎山</small>
三月三日	淺間神社	同上
三月三日	大歲御祖神社	同上
四月十八日	小國神社	靜岡縣遠江國周智郡一宮村
九月二十五日	水無神社	岐阜縣飛騨國大野郡宮村
八月十五日	戸隱神社	長野縣信濃國上水内郡戸隱村

九月十九日	駒形神社	岩手縣陸中國膽澤郡水澤町大字鹽竈
七月十五日	出羽神社	山形縣羽前國東田川郡手向村
七月十五日	湯殿山神社	山形縣羽前國東田川郡東村
五月七日	古四王神社	秋田縣羽後國南秋田郡寺内村
八月一日	岩木山神社	青森縣陸奥國中津輕郡岩木村
五月六日	白山比咩神社	石川縣加賀國石川郡河内村
二月十日	菅生石部神社	石川縣加賀國江沼郡福田村
四月二十三日	度津神社	新潟縣佐渡國佐渡郡羽茂本郷村
十月十五日	伊和神社	兵庫縣播磨國宍粟郡神戶村
五月二日	沼名前神社	廣島縣備後國沼隈郡鞆町
十月九日	大神山神社	鳥取縣伯耆國西伯郡大高村
十月九日	物部神社	島根縣石見國安濃郡川合村
四月十八日	須佐神社	島根縣出雲國飯石郡須佐村
七月七日	日御碕神社	島根縣出雲國簸川郡日御碕村
九月二十五日	玉祖神社	山口縣周防國佐波郡右田村
十月八日	諏訪神社	長崎縣肥前國長崎市西山郷
十一月五日	都農神社	宮崎縣日向國兒湯郡都農村
十月十五日	枚聞神社	鹿兒島縣薩摩國掛宿郡額娃村

(一) 伊勢神宮の御稱號は、日本書紀七ノ卷行の日本武尊參拜の條に、「拜伊勢神宮」とあるなどよりして、古來の舊記、三代格を始め伊勢神宮と記するもの多々數ふるに違あらず、されど、現時は、絶對無上の神宮は、天祖の御宮のみなるより、單に神宮と稱し奉る事、既に本論に述ぶる所の如し。

(二) 予は附説第二章に、皇大神宮の尊稱は、兩宮の外にも稱し奉り、其他、神宮又は宮と稱する御社は、數多きことを記せしが、これは、若し、かゝる事を示さずして、單に、神宮と云ふ御稱號は、伊勢神宮に限るもの、みと記し置きなば、他日、世人、偶々かゝる例のある事を發見する時は、著書の研究の未熟を疑ひ、却て本書の大主意までも疑ふ如くになりては、大に遺憾なりとの心より、稍無用の辯に近かりしも、記し置く事とせるなり、幸に著者の微意を諒察せられむ事を請ふ、

(三) 本書中に一般の神々を神明と呼び奉り、本論神宮を御社など、本論七、十五頁記し奉れる事に就きては、御巫清生氏の懇到なる指教を受けたり、翁の所説の大意を摘録すれば、神明とは、古來、伊勢神宮を汎稱し奉る慣例にして、年中行事秘抄下の賢所雜事の條に、内侍所の事に就きて、自往古號之神明、内侍所相傳云、伊世太神宮令分身也との註あるを見て知るべし、神明なる熟字は、易に、幽贊于神明而生著と云ひ、書に至治馨香感于神明と云ひ、左傳に仰之如日月、敬之如神明とあるを始め、素より日本神祇に限るにあらず、況してや、伊勢神宮に限るべからざるは勿論なるも、伊勢太神は、一般神明中の神明なるを以て、伊勢太神を稱して神明と稱し奉ること、久志本常彰の齋居通、伴信友の若狹國官社私考の説の如しと云ひ、梅園日記一の芝神明の考證を引き、徳川時代に於ては、新に諸處に伊勢太神を奉祀するは、之を飛神明と稱して嚴禁したりし事を舉げられ、伊勢太神を神明と稱し奉りし證據と爲せり、只予が本論に一般の神を神明と稱せしは、單にカミと云ふ意味に用ひしものにて、更に神宮とは關係なき事なれど、右の御巫氏の考證は、甚だ有益なる説なれば、人々皆知らざるべからざる事と信して特に茲に掲ぐるなり、又御社と稱し奉れる事は、これは制度として稱し奉れるに非ず、文章の説明上の言葉なれば差支はなれど、しかしこれは追て一切御宮と改め申すべし、

補説第一 皇大神宮、神宮等、御稱號に關するすべての辯明

補説第二 神路山に就きて

本論第一章の首に、皇大神の御鎮座地を神路山とせしに對し、松木時彦氏は、神路山とは、神域外の或る一區劃の名稱にして、現在の御鎮座地にあらざる由を注意せられたり、神宮の事に明なる同氏の注意なれば、今特に此一項を設けて一言することゝなせるなり、

抑々皇大神宮の御鎮座地は延暦の儀式帳の首には伊鈴河上之大山中オホヤマナカとあり、この他の古書何れも五十鈴の河上とありて、此地を神路山と稱へ出せることは、何れの頃よりなるか明ならず、されど、中世以降今日にありては、何人も此地を神路山と思はざる者なければ、予は國體の大局に關する事の外、世俗流傳の稱呼に従ふを便となすを思ひ、敢て本文を改めされど、神路山と稱する地名の區劃は神域外の一部たることのみは、之を世人と共に知り置く事の極めて必要なるを信ず、其故何となれば、松木氏の注意する所は、現今の所謂神路山は宮内省御料局管轄の地なれば、單に神路山御鎮座とせば、神宮は宮内省の御料地に御鎮座の如くなるなり、故に神宮の公文には、すべて五十鈴川上鎮座と記する例なりと在りしによるなり、而して予の考にては、所謂神路山は、もとは大神宮の御鎮座より起りし名なることは疑もなき事にして、往古此邊一帶の山つゞきに於ける廣き地名なりしものが、偶々今日は神域外の或る一區劃を呼ぶ地名となりしより、かゝる注意を爲さざるべからざることを爲れるものならむと思ふなり、今左に中古以來に於ける神路山の歌數首を擧げ、以て神路山の名が御鎮座地の名稱たりし證に供へむとす、而して此内には既に歴代の御製もあることに注意せざるべからざるなり、

(一) 千載和歌集卷二十神祇歌、高野の山を住みうかれて後、伊勢國二見浦の山寺に侍りけるに、大神宮の御山をば、神路山と申す、大日如來の御垂跡を思ひて、よみ侍りける、

四位法師

深くいりて、神路のおくを、尋ねれば、又うへもなき、峰の松風、

(二) 新古今和歌集卷十九神祇歌、太神宮の歌の中に、

ながめばや、神路のやまに、雲きわた、夕の空を、いでむ月かげ、

太上天皇 ○後鳥羽上皇

(三) 新千載和歌集卷十神祇、嘉元の百首の歌上りける時、祝、

神路山、内外の宮の、木綿かつら、幾世をかけて、君まもるらむ、

(四) 新葉和歌集卷九神祇、

神路山、出づる月日や、君か代を、よるひるまもる、光なるらむ、

(五) 風雅和歌集卷十九神祇、神祇をこいふ題にて、

神路山、内外の宮の、宮柱、身は朽ぬとも、未をは立てよ、

之れに由れば、神路山とは管に内宮の御山のみならず、外宮の高倉山の邊をも稱する事を知るべし、

從二位爲子
右兵衛督成直
後伏見院御製

補説第三 「何事のおはしますかは」の和歌の考證

本論第一章の首頁に「何事のおはしますかは」の歌を引用せしが、右に就き、松木氏は、此歌は謠曲の巴の中に行教が宇佐八幡宮にて詠める歌としてあれば、此事を辯すべし、又西行は神宮を解せざる如き僧にあらず、且水戸彰考館舊藏西行一生生涯草紙西行談抄などによるも、西行がかゝる歌を詠みしこと覺束なし云々と、注意せられたり、予は最初此歌を引用する場合に、西行の歌集に見わざる歌なれば、一時躊躇せしも、神宮司廳の公撰に係かる神都名勝誌に此歌を載せて西行が外宮にて詠せし如くになせるより、之によりて引用せるなり、而して今回更に遍く西行の歌集を調査し、友人間にも之を依頼せしに、中西健郎氏より、藤岡博士の異本山家集にて之を見當りしとて報じ來れり、同集は内閣の所藏本にして、之を見るに

太神宮の御祭日によめる

何事のおはしますかは知らねどもかたじけなきの一本に涙こぼるる
とあり、姑く諸説を掲げて參考に供す、

補説第四 『我國の家族制度と我國體の根本』に就いて

附、帝國憲法の解釋に於ける二大主義と種積教授の學說の要領

本論第一章第二項第二款頁に、我皇室は、天祖の直系御子孫にして、吾人臣民は、皇産靈神の末裔たり、而して天祖は諸冊二尊の御子にして、更に三尊の御祖先に遡る時は、其御祖先は、天地と共に成り出で給へる、尊神たる事、記紀の證明する所に於て、其尊神の直系的御子孫は、天祖天照大神と申し奉る事を得べし、而して又其傍系の子孫は、即ち所謂八百萬神にして、是れ吾人臣民の祖先たる事亦記紀其他古書の証明する所なりとの事を記し置しが、今其證據の大畧を擧ぐれば古事記によれば、天地初發の時の神は天、御中主神にして、○日本紀には、開闢の初の時、神を國常立尊とすれど、本居平田其他先賢の撰著日本紀の傳を以て誤せり、而して古事記による時は、天御中主神の次は高御産巢日神、神産巢日神にて、此御夫婦の神は古事記傳三の卷の同神の條に、此外に、火産靈、和久産巢日、玉留産日、生産日、足産日、角彥魂など申す御名もあり、牟須昆の意皆同じ、さて世間に有とあることは、此天地を始めて、萬の物も事業も悉に皆、此二柱の産巢日大御神の産靈に資て成出るものなり、いで其事の顯れて物に見わたる跡を以て、一つ二ついは、まづ伊邪那岐神、伊邪那美神の國土萬物をも、神等をも生成賜へる其初は、天神の詔命に由れる、其天神と申すは、此に見わたる五柱の神たち、○天御中主、高御産巢、神産巢、宇麻志、又天照大御神の麻志阿斯訶備比古遲神、天之尊立神、天石屋に刺隱坐し時も御孫命の天降坐むとするによりて、此國平つべき神を遣す時も、其事思慮給ひし思金神は、此神の御子なり、又此國を造、固め給ひし少名昆古那神も、此神の御子なり、又忍穗耳命の御合坐て、御孫命を生、奉給ひし豊秋津師比賣命も、此神の御女なり、又此國の荒ぶる神等を言向しも、御孫命の天降、坐しも、皆此神の詔命に由れり、大かた是らを以て、世に諸の物類も事業も成るは、みな此神の産靈の御徳なることを知るべし、○中略なほよく考るに、天照大御神に、此神相並坐て大御詔仰せて、事ども成り、大穴牟遲命に少名昆古那神相並坐て、國成り、忍穗耳命に豊秋津師比賣命相配坐て、御孫命を生坐り、是ら何れも相並坐神有て、此神の産靈の御功の成れることの同じさまなるも、深き理あることなるべし、又書紀に、此神の御兒千五百座ありつとある、千五百は、たゞ數の限りなく多きをいふ例なれば、あ

らゆる神たちを、皆此神の御兒なりといはむも違はず、神も人も皆此神の産靈より生れればなり、拾遺集の歌に、『君見れば、むすぶの神ぞ、恨しき、つれなき人を、何造りけむ』と詠めるは、其ころまで、なほ、世人も古意をよく知りしなりとある如く、即ち天地初發の時に於ける大祖神たる天御中主神の直系御子孫たる諸冊二尊の、國土萬物諸神を生み給へる基も、此等の神々の御心に出でたるものにて、即て諸冊二尊が、此神々の御末葉に當らせらるゝ事を意味するものと見奉るべく、吾人臣民の祖先が、この産靈神の末裔たる事は、本居翁の考の如く、毫も疑ふべき餘地無きなり、隨て、此等の事實より推せば、皇室の御祖先も、吾人臣民の祖先も、其幽遠の時代に於て同一なりしと云ふ事を得べく、而して、其幽遠の祖先が、同一なりしといふ事實よりして、古語拾遺にも、『起自天降、洎于東征、扈從群神、名顯國史云々』とある如くに、高天原より、天孫の降臨し玉ひし際、并に神武天皇の東征まで、終始吾人臣民の祖先が、天祖の直系御子孫に隨從し奉り、爾來、又二千五百年を経て、尙ほ今後無窮に皇室を君とし又親として奉戴し、又天祖并に皇室が、過去に於て吾人の祖先を子とし孫として親愛し給へる如く、將來に於ても、無窮に吾人臣民の子孫を子とし孫として親愛し給ふ所以なり、即ち換言すれば、我國家は、一家族の漸次發展して、茲に至れるものにして、大なる一の家族なり、又大なる一の親族的團體なり、然り而して我國家の他の世界の諸民族の建設せる國家に比して、大なる相違ある所以のものは、其國家の性質が、單に家族制度によると云ふのみにあらずして、其家族制度が、嚴然たる一の特質を有する事に在るなり、頗るに、家族制度は、何れの國民も古代に於て之を有せざるもの無く、其國家は、家族より、民族、種族といふが如き階級を経て、進みたるものなりとの事、既にメーン(Maine)の Ancient Law 六頁にも論じたる如くにして、又支那の如きも、家族制度の發達せる國なるが、併しなから此等の國は其家族の長即ち家長として定りたる正系の血統之れ無く、若くは親族團體中の總本家と云ふ如きもの之れ無し、隨て、其家族若くは親族團體の中心点之れ無くして人心の統一を致す能はず、又其家長若くは總本家の直系祖先が、其家族若くは親族團體の嚴然たる崇拜の中心点となれるもの無き事は、本論第一章に於て論述せし所の如くなるが故に、西洋の家族制度は、夙に或る強力なる壓迫に會うて瓦解し去れるに反して、我國家は、斯くの如く、皇室の御祖先と、臣民の

祖先とが、同一なる事實嚴然存在するが上に、家長の位置若くは總本家の位置に坐す所の皇室が、嚴然として國民の上に君臨します事、是れ諸外國と全く其趣を異にする所にして、此君民同祖の事實と君臣有別の事實と相伴うて存立する点即ち我國體の特質なり、

君民同祖の事實と、君臣有別の事實と相伴うて存立する事は、我國體の特質なる事、上述の如く、而して、特に我が國體の尊嚴は、天祖天照大神が、我建國の祖として御降臨遊ばされ、且其御降臨の後に於て、其神德御父母神の御豫想より一層偉大にましまし、より、更に天上主宰の神と定められ給ひし点に存す、即ち其は、日本書紀卷一の神代卷に、

伊弉諾尊伊弉册尊共議曰吾已生大八洲國及山川草木何不生天下日本紀皇統には下の字地の字に作る之主者、
 歟於是共生日神號大日靈貴略注此子光華明彩照徹於六合之内故二神喜曰吾息雖多、
 未レ有若此靈異之兒不宜久留此國自當早送于天而授以天上之事、

とある如くにして、遂に天上の主宰者に定まりしと雖も、而かも、天上に於て、適かに此葦原中津國を治さしめ給ひ、遂に天孫をして御降臨せしめ給ひ、而して、其御神靈は、天孫に奉戴せられて、此土に降り給ひ、管に、其大詔を以て我建國の基礎を定めさせ給へるのみならず、長く皇室の直系御祖先として、天壤無窮の皇祚を守護し給ひ、又其神德と御威靈によりて成れる所の御功業とは、天上に坐し給ふ所の、すべての御祖神の聖德を包含し、造化の功を大成し玉へるものと仰ぎ奉るべき性質を帯ばせ玉ふ如くに見奉るを得べく、即ち記紀の記事によれば、天祖の出現と同時に、諸冊二尊より始めて其以前の諸祖神の聖德功業は皆此天祖の御一身に傳はりて、其御一身を以て總括包含せる如くに見奉らるゝなり、隨て吾人臣民の祖先たる産靈神の御功業も天祖の御一身に代表し玉へる姿なれば、吾人臣民の大祖先は亦之を天祖なりと謂ふを得べし、是れ實に諸外國の國家に於て絶無の現象にして、我國體の鞏固なる所以、亦まことに茲に存す、

然り而して、天祖は、天上に於ける諸祖神の聖德功業を代表させ給ひ、以て吾人臣民の大祖先として仰がれ給ふと雖も、而かも我國家に於ては、系圖を正し、門閥を標し、以て貴賤上下の階級を定むる事は、古來の國風にして、特に君家の御系統

を冒し奉ることは、絶対に許されず、されば弘仁奏上の姓氏録一千一百八十二氏の中、天祖天照大神の御末裔と稱するものは、一氏も之れ無し、其理由は、天祖は、特に天下主宰の神として御降誕あらせられし特種の由緒あればなり、此故に既に本論に於て、委曲論述せるが如く、君臣の別は、我國に於ては特に嚴重なる次第なり、

夫れ國體を論ずるは、即ち憲法の學にして、我帝國憲法の解釋に就きては、今日我國の憲法學者中に於て、兩主義に別る、を見る、第一の主義は、我國の歴史に基きて、主權の存在を論ずるものにして、予は假に之を法理論主義と稱す、第二は、歐洲學者の法理論を本として、主權の存在を論ずる學派にして、予は假に之を法理論主義と稱す、而して、其第一の主義は、東京法科大學教授穂積博士の主張する所にして、予は、年來深く其説を信ず、其理由は、予が専攻の法制史の方面より觀察する時は、必ず博士の説に同意せざるべからざればなり、博士は現代我國憲法學者の泰斗にして、其學說の深遠なる一言以て之が要領を説明し得るや否やを知らざれば、試に其一端を記すれば我國體は、我國固有の家族制度に淵源するものにして、主權の存在が、天皇に在る事は、一家の主權が、家長に在ると同一の理なりと説かれ、而して家長が其家族を保護するの觀念より推して、家長なるものは、親の親たる祖先に代りて、祖先の遺族を支配するといふ觀念あり、隨て、戸主は幼少にても戸主の位は祖先以來の家長の位なりと見て、之に敬意を表す、是れ我國固有の家族制度の精神にして、之によりて、民族の事すべて定るなり、而して我國體も亦之によりて自ら定る所にして、例へば、我民族は大なる家族にして、皇位は即ち家長の位なり、皇位の尊きは祖先の御位なるが故にして、現在の天皇は即ち現世に坐す所の天祖と認めて崇拜し、又現在の皇位に在らせらるゝ天皇は天祖現在に坐すが如く、國民に臨み、國民も亦現に天祖に對するが如く、敬愛の念を以て天皇に對し奉る、是れ日本民族固有の精神なり、之を外にしては、我建國の本体は解するを得ずと云ふ如き説なるが如し、此理論はよく我國史の事實に吻合して、毫末の誤りなし、而して其説く所、正に我國家が、天皇を以て戸主の位となし、天祖を以て戸主の大祖先と爲したるものにして、即ち、我家族制度を説明し併せて吾人臣民の祖先と皇室の御祖先とが、其幽遠の時代に於て、全く同一たりし事を、法律的に説明せるものなるを信ず、右の一項起草に就きては、井上翁并に御座、松本兩氏の特に懇到なる注意に本づく。

補説第五 天照大神は神話上の神にあらず

此事、本論第一章第二項第三款以下に詳述する所なり、然るに、近時或る宗教家は、全然天照大神を神話上の神として論ずるを見たり、其説は、『原始神道に於て大なる神である(所ノ)天照大神も、亦常に思兼尊の忠言に従つて行動すると云ふことになつてを、故に天照大神も亦それ丈全能でない』と云ふことが知れる』とあるものなり、此他、此類の記事は諸雜誌上を一々擧ぐるに遑あらず、是れ抑も根本的に天照大神を神話上の神と見て居るよりの謬見にして、予は之を以て國民としての道義心の缺乏など云ふ如きことを標榜して徒に攻撃することは好まず、先づ學問上にて大なる誤謬ある事を論さむとするものなり、即ち第一に善く記紀成立の性質を知り、第二に善く記紀の事實を見よ、天照大神は實在の神、歴史上の神なり、隨て時に或は人事の規則を以ても其御行爲を量り奉ることを得るものなり、先入の僻見を去て善く上古の書を見られむことを警告す記紀成立の性質は悉されど、予は、右の文は字句の誤にして、其人の眞意は、天照大神を外國人の如くに神話の神と思惟して筆を執りしにはあらざるものと思ふなり。

補説第六 天祖は太陽にあらず

本論第一章七頁に天祖は太陽にあらずとの事を論述せしに、松木氏は古事記の序文に、日月彰於洗目と云ふ句もあれば此等の句よりして、天祖は太陽なりとの記事古書にありとて非難するものもあるべければ、一言辨じ置くべしと注意せられたり、之を感謝す、しかしながら其のいはゆる古事記の序文は、漢文の形容的文字なれば、一々事實として論辨しがたき所あり、譬へば放牛息馬、愷悌歸於華夏といひ坐玄扈而化照船頭之所逮と見わたるが如きこの例なり、且つ古事記日本紀の本文に對する解釋は、本論に詳にしたれば、既に充分なるべしと思考す、加之天祖の御神體が直に太陽にあらざる事は、平田翁をはじめ橘守部の稜威道別に委曲に論辨せる所にして、此他國學者は勿論、漢學者等先輩の所説甚だ多く、今予の始めて唱ふる所にあざれば、別に詳に辨明するの必要なきを信じて、只こゝに一言するのみ、

補説第七

一び臣下に列するものは、再び天位に登るを得ざれど、亦異例なきにあらず、并に我憲法の特質

本論第一章第二項第四款に、たゞひ近親の皇族たりとも、一び姓を賜はりて、籍を人臣に列する時は、再び天位に登るを得ざる旨を記せしが、併しながら、三代實錄五十の仁和三平八にによれば、宇多天皇は、初め一び源姓を賜はりしも、御父帝光孝天皇、其人と爲りしを鐘愛し給ひ、勅して人臣の籍を削り、親王に列し、而る後に、皇太子と爲して、位を譲り給へり、是れ一種の異例たるが如しと雖も、熟々按ずるに、其實は然らず、何となれば、凡そ我日本は、天皇の命令即ち是れ法律なりとの國體なれば、此場合の如き、御父帝光孝天皇の御意思の御發動によりて、籍を人臣より削られたるものなれば、素より我國體に背く理なし、況んや一旦親王に立て、然る後皇太子とせし形式を履みしに於てをや、

抑も、現時の如きは、既に憲法の發布ありて、天皇と雖も、其憲法に従はざるべからざる事は、憲法發布の勅語に明示せらるる所なるも、しかも、我憲法の特質は、天皇の御意思によりては、自由に之を改正する事を得るものなれば、かゝる場合の如き、天皇の御意思に本づくに於ては、決して行ひ得べからざる事にはあらず、只かくの如き異例に屬する事件、若くは憲法の改正の如きは、皇室の爲め、若くは國民の爲め、幸福を増進する上に於て必要なる事を豫想せし場合に限るものにして、皇祖皇宗の大御心を推し測り奉る時は、天皇の善意の御意思の御發動たる事を必要とするものなるのみ、

補説第八

弓削道鏡の事件に關する記事の補遺

本論第一章第二項第四款に、弓削道鏡の變事の記事の引用書として續紀稱徳紀を挙げしが、日本後紀八の延暦十八年には、初め道鏡の師路真人シノトノミチノサト豊永なるもの、嘗て和氣清麿に語て曰ふやうは、若し道鏡にして、天位に登らば、吾は二三子と共に今日の伯夷たらむと、昔支那にて、伯夷は殷の臣民たりし故を、清麿之に感激して、竊に期する所あり、偶々宇佐に使用するに及び、乃ち正以て、周に従はず、首陽山にて餓死せり、清麿之に感激して、竊に期する所あり、偶々宇佐に使用するに及び、乃ち正

しく神託を奏して、道鏡を挫き、而して道鏡の爲め大隅國に流さるゝや、參議藤原百川、其忠烈を感みて、自己の封邑備後國廿戸を割きて、遂に之に贈りたる事見ゆ、

補説第九

日本は蒙昧なる多神教國に非ず、并に Monothieism, Monolatory 及び Henotheism の區別の廿世紀の科學

本論第一章第二項第六款十四頁に我日本は、多神教の國に非ずと論せしが、某氏は、『神道も、亦同様に、諸冊二神より天照大神、月讀尊、素盞鳴尊と云ふ風に多くの男神女神等、立派に其獨立自在の位置を保つて、甲乙の諸神が融合して、その間の差別が不明となる如きことは無いのである』と云はれしは、是れ亦大なる史的觀察上の誤謬なり、而して其謬見の根本は、以上の神を、神話上の神と見る点に存す、畢竟日本の古代史を全く印度の佛教中の事實と同じく、架空の事と信するに基因する誤謬なり、元來、西洋の學者は、一神教(Monothieism)と、拜一神教(Monolatory)と、認最高神教(Henotheism)との別を立て、一神教はキリスト教の如きものと爲し、拜一神教は多神の存在を認めながら、其中の一のみを拜して、他を拜すべからずとする説にて、認最高神教は、多神を認めながら、其中の一神を最高神と爲し、若くは其中の或る神が、交々最高の位置に在りなど、信仰する教なりと云ふより、予が今本論に於て、我日本の天照大神を以て、諸神中最高の神とせしに對して、西洋心醉の學者宗教家などは、『然らば即ち日本は認最高神教の國なりと云ふものあらむ』が、若し強ひて西洋の學説に當てむと欲せば、それにて可ならむ、而して、一神教と認最高神教とは、必しも未だ容易に其優劣を判すべからず、又兩者の眞の區別も、亦容易に判すべからざるなり、動植物の限界に今日未だ十分に分らざるを見よ、學問の根本より推究して見よ、思ひ半に過ぐる事あらむ、且元來西洋に於ける宗教上の分類學説など云ふものは、神話上の事に屬すれば、此理論を以ては、我日本の神の如き、歴史上の神即ち實在の神の上には、初より全然適用し難きものなりとす、即ち、宗教と歴史とを混同して説く事は、不可能の事に屬すれば、此点大に注目すべき事ともなり、予が本論三十頁に、我國民の天祖に對し奉る崇拜の状態を、人事に譬へて説明せしも、此に外ならざるなり

要するに、予は古事記日本紀を以て、我國歴史の書と見、事實の書と見るものなり、故に之を宗教書と見、假作の書と見る人々とは、全く議論の根柢を誤にするものなり、而して予は敢て他人の思想の自由に向て干渉を試みむとするものにあらずれば、人々各自に其信する所を發表するは、聖代の餘輝にて、敢て不可なりと云ふにあらずと雖も（但し其甚しきものは此限にあらず、大に咎むべきなり）二十世紀の未熟なる科學を以て、圓滿極致のもの過信し、且強ひて洋人の學説に、我が歴史を當て依りて説かむとするは、果して眞の學者の態度なるか、三省すべきことなり、

補説第十 男根崇拜の根本地に關する井上文學大學教授の説

本論第一章第二項第六款に、日本の男根崇拜は、日本固有の風にあらずと記し置きしが、東亞の光第三卷第十號に、井上文科大学教授は米人ハックスレーの著書の語を引き、又幣原氏の朝鮮にも此風俗のなすと云ふ語を引き、次に此風俗の印度に在る事を論證せられたり、印度に存在すとの説は洵に信すべし、予の考にては、支那に於ても、朝鮮に於ても、書籍上に、これまで未だ此事を發見せざれども、市井の間には、必ず固有に存在する事を疑はず、目下研究中なり、佛敎殊にラマ敎などの感化にて、支那には必ず之ある事を証明し得るの確信あり

補説第十一 自然崇拜と千引岩

本論第一章第十五に伊勢大淀の千引岩の事を記せしが、此の外度會郡田丸の近在なる中窪の千引岩は、此邊にて特に著名のものなりと云ふ、御巫、松木兩氏の注意

補説第十二 畫像木像と月讀宮の御神體

本論第一章第十八に畫像木像を御神體とする事は、我が國にては、古代に於ては全く之れ無かりし事を記せしが、松木氏の注意によるに、別宮月讀宮の御神體は、御木像なりと、これは延暦奏上の皇太神宮儀式帳を見るも、次稱月讀命御形馬乘

男形、着紫御衣、金作帶大刀佩之とあれば、御木像ならむが、此に類するものにて、平城朝頃のもの尙ほ此外にもあり、只予の本論に記せし事は、我國最初の時代に於ける御神體の事にてありしなり、然し月讀宮の御事は極めて参考にもなる事にて松木氏の好意上注意せられし事なれば、特に掲げ置く、

補説第十三 兩宮の御資格は同等なりとの説

本論第一章第三十九に、天祖の御宮と、豊受大神宮との御差等と云ふ事を記載せしに、松木時彦氏より、懇到なる注意ありたり、同氏の説にては、兩宮祭神の御資格は、天照大神と豊受大神となれば、其優劣は勿論之れ有るべけれど、既に神宮として御存立の以上は、其御宮の資格に於ては、決して優劣ありと思はれずと、此松木氏の注意は、予の深く感謝する所なり、成程、祭神の御資格と、御宮の御資格とは、別問題なりとの事は、至極同意なり、元來松木氏の論據は、天祖の絶對的尊神なることは勿論の事にして、外宮の御鎮座は天祖の大詔に基けるものなれば、内宮ありて始めて外宮あるの理なり、故に其本末は既に論せずして明なれど、既に兩宮とある以上は、必ず御宮の御資格は之を同等と見奉ること臣民の分として當然ならむ、況や今日朝廷の御待遇も兩宮の間御差等なきに於てをや、千云く、朝廷の御待遇は兩宮同一なれど、其間極めて些少の御差異を存す、たゞは御祭外宮には一振を而してかく外宮の御資格の内宮に並び奉る如く尊きは、其御鎮座が天祖の大詔に基づく点に在り、而して外宮を尊ぶは、即ち皇大神の大詔を尊ぶ所以なり、此大主義を固く國民に知らせたしとの事なれば、予も其論旨には大に賛成するものなり、只予が本論におほげなくも兩宮の御差等を辯明せしは、これ畢竟天祖が我國に於て絶對的尊神たる事を證明せむが爲なれば其天祖の絶對的尊神たることの明々白々たる以上は、別に何等の異論も之なきなり、

補遺第十四 詔刀師并に御師の起原

本論第一章五十三以下に詔刀師并に御師の事を記せしが、御巫清生氏の調査せし所にては、詔刀師と云ふ事の物に見わたる古き

ものは、安貞二年内宮御遷宮雜事九月廿五日の條にて、御師の事の物に見ゆる古きものは伊勢勅使部類上弘長元年十二月權中納言隆行卿記なりと云ふ、初は本論にも記せし如く神官なりしも且大麻の配布は僧侶に足利比より、師職の株を賣買するは本づかす云へり、風起りて、之を道者賣買と稱し何人も御師となること、爲り、人民は參宮毎に必ず其師職の家止宿する慣例と爲り、遂に其區域内の人民と師職とは師檀の關係を生じて、御祓を配ることなれり、而して天正慶長以降、外宮には師職式あり、内宮には寛永中より師職覺書ありて其制裁に服し、天和三年、山田奉行より、幕府に向ひて、師職も、神前にて祈禱を致すものなれば、神役人なりとの認定せられしより、其身分始めて定めりとの事なり、又其宇治年寄山田三方と云ふものも、皆師職の兼帯にて帶刀せりと云ふ、尙ほ大麻の事は既に附説第十五章に詳なり、

補説第十五 大日坊を穀屋と稱する事

本論第一章五十五頁に、大日坊を穀屋と稱する理由を、二三の傳説によりて記述せしが、御巫清生氏の指示によれば、右の穀屋とは、單に大日坊の庫裡クラなりと云ふ如き事にて、神宮とは全く關係なしと、今宮奉行沙汰文元和五年八月吉日の記によれば、風宮穀屋は文明の頃乘賢なるもの、建立にて、參宮者の幣物にて橋の掃除道路の修理等を爲せるに起因せしものにて、元和五年八月廿六日には一旦之を毀ちしも、十年に至て、慶光院、法樂舍等の周旋にて再興せるものなり、

補説第十六 銅製の守札

本論第一章五十五頁に大日坊より出せる銅製の守札の事を記せしが、御巫松木兩氏の説に、右は寛文九年三月十一日天照皇太神宮千日行人道永房、和州山邊郡深野村とありて、裏に明慶院の裏書あるものにて、大日坊の出せるものにはあらざらむ、かかる銅製の他の守札は他にも之あり、そは當時參宮の紀念としてかゝるものを造りし習慣ありと、右の説によれば、此銅製の守札は大日坊より出せるものにはあらざれど、神宮の御威靈を仰がむとして、人民の之を尊崇せし事は、即ち今日神棚に神宮の大麻を奉安して之を尊崇するど全く同一主旨にして、此事實亦能く予の之を引證せし目的に適へるなり、

本論第一章第二項第八款五十七頁以下に、神宮に於ては、嚴しく佛敎を排斥せし事を考證せしが、更に、これは、只神宮城内のみにあらずして、すべて神宮の御領地内も然りしなり、
初め、奈良朝の頃、佛敎の勢力、宮中に漲りし頃、神宮も、其餘勢によりて、一び寺院を神宮の近傍に建立して、之を神宮寺と號したり、即ち、其起源は明ならざれど、續日本紀文武天皇二年に、遷多氣、太神宮于度會郡とある記事ありて、此子の字は、流布板本の外、本居宣長、羽根直清等の校本、神庭紀年引用の古本等、皆寺の字にて、是れ神宮寺の史に見ゆし初にして、其後、同書七の天平神護二年七月丙子の條には、造丈六佛像、於伊勢太神宮事見たり、然るに、同書三十二の寶龜三年には、此日、天災ありしを以て、徙度會郡神宮寺、於飯高郡度瀬山房と見え、又、同書三十六の寶龜十一年には、神祇官言伊勢太神宮寺、先爲有崇遷建、他處而今近神郡其崇未止、除飯野郡之外、移造便地者許之と見ゆ、此他、神宮雜例集には、寶龜五年七月廿三日の太政官符を載せて、其中に、寺田さへも神郡内に置くべからずとせり、而して、かくの如き制度は、王朝の衰替と共に弛廢して、神域傍近にまで、寺院の建立を見るに至りしも、しかも其精神のみは古今を通じて之を一貫する事、本論に述ぶる所の如し、

補説第十七 神宮御領地内に、佛敎排斥の證蹟、并に寺院の繁昌を大神宮に祈禱せし事蹟

又、予は、本論第一章第二項第八款五十七頁に、佛法も大神宮の御稜威によりて、始めて繁昌すと云ふ砂石集の説を引きしが、果して、天文頃のものにて、藤波氏秀官長引付に、

兩太神宮祈精之事、

願主某所某名、

補説第廿一 遷宮の勅使

本論第五章七頁に、神宮の勅使は、宮内省の掌典なりとの事を記せしが、遷宮の時は、掌典長なり、

補説第廿二 神宮大祭に關する辯明

神宮の大祭は、古代に在りては、三節祭を以て大祭とせし事、本論第八章に一言せし所の如し、三節祭の事は、皇太神宮儀式帳に、年中三節祭時、給備備、并宮作雜器、事と云ふ條あり、又、止由氣宮儀式帳にも、年中三節祭時、供給備、事と云ふ條ありて、共に九月の神嘗祭と、六月十二月の月次祭とを擧げたり、しかしながら、神宮に幣帛使の立つ事は、九月十一日の神嘗祭、奉幣十一日にして、祭は外宮、二月の祈年祭、六月十二月の月次祭の四回(此外に臨時幣帛使あり)にして、此事は、類聚三代格、貞觀四年十二月五日、并に元慶六年九月廿七日の官符に詳に見わて、伊勢大神宮の幣帛使が、此四度の御使、并に臨時の御使の祭に、出京歸京の待遇の事を規定せり、而るに、元來、朝廷にて、通常四度の使と稱するものは、類聚三代格、寛平五年三月二日の官符(此は式の祈年月次新嘗とある社へ奉幣の格にて神宮とは別なり)に、二月、祈年六月十二月、月次、十一月、新嘗祭を四箇節と稱し、此祭に預る神通計五百五十八社とありて、此幣帛を發遣する時の使なるが如し、而して、延喜式、伊勢大神宮式の「凡神嘗祭幣帛使取五位己上卜食者充之其年中四度使祭主供之若有故者云々」とある文によれば、神宮にては、神嘗祭を尤も重きものとして、此外に四度の使あるもの、如し、故に、此に關しては、中世以來不審ありしと見わて、康富記嘉吉二年九月二日、十五日至午の條には「四度幣、祈年、月次、例幣、幣帛、新嘗、此四度ナル由、官務口傳之由被申之云々、清史等、不審事也云々、祈年、例幣、六月十二月、月次兩度加テ、四度幣トハ可申歟、新嘗ハ御幣發遣之儀無之者哉返々不得其意之由、密々被話候」と見わたり、古事類苑神祇部五十六の四九五頁以下に之を疑へり、

補説第廿三 現時、猶ほ神官の間には、禁忌遠慮等ある事。

本論第九章七頁に、現時は、禁忌觸穢を廢せし由を記せしが、御巫清生氏、中西健郎氏等の注意によるに、神官の間にては、古

代の觸穢は廢せしも、禁忌は只神宮制度の御改正に伴うて改正せしのみにて、廢せしことなし、故に今日にても、猶ほ死体に觸るゝものは五日、埋葬に立會ひたるもの二日、死体に近きたる理由によりて重し、單に喪家に立寄り、又は會葬せしものは當日、官廳に出仕する事を遠慮する慣例ありと云ふ、古代の、觸穢禁忌は既に廢止せること予の記述の如し、而して、古の觸穢と云ふものは、甲乙丙三種ありて、甲より乙に傳染する制にて、遠慮とは大に異なり、さて、又、予が本論第九章を草せし理由は、かゝる事を明にして、神宮の神聖を廣く世に知らしめむとの微意に外ならずして、參集所の事、并に別火潔齋の事も記述せしが、尙ほ兩氏の注意に本づきて補足したき事は、御祭典の時には、祭主以下參集所に參籠して、別火を食し、潔齋を行ふ事、往古の遺制にして、其萬事嚴重なる事、他の神社の比にあらず、而して、其參籠の日數に就きて一言すれば、たとへば、正遷宮に奉仕するものは前五夜參籠、内正殿するものは二夜、階上に上るものは一夜、幣帛神饌の取扱に従ふものは一夜參籠するが如き類なり、

補説第廿四 禁忌潔齋に就きて

本論第九章九頁に、宇治町に於ける禁忌の事を記せしが、此は、山田も同様なりといふ、又御常供田は、楠部村の外、外宮に宮崎田と云ふ處之れ有り云ふ、

補説第廿五 兩宮朝夕の御饌の事、并に忌火の事、及び日本古代の燧火法、食事法、

本論第九章に、神宮の神聖を説述し、其中に、清火の事を記せしに、松木氏は、かゝる事迄記するに當りては、先づ須く兩宮朝夕の御饌の事をも記すべしと、如何にもさる事なり、因て、此に之を補ふべし、

兩宮の御饌は、毎日朝夕二度之を供へ奉り、其都度、寶祚の萬歳と、年穀の豐熟、天下の泰平とを祈るものにして、其起原は、止由氣宮儀式帳に、

天照坐皇大神始卷向玉城宮御宇天皇行御世國々處々大宮處求賜時度會乃宇治乃伊須々乃河上乃大宮供奉爾時大長谷天皇雄御夢爾誨賜天吾高天原坐氏見志真岐賜志處爾志都真利坐奴然吾一所耳坐波若苦加以大御儀毛安不聞食坐故爾丹波國比治乃真奈井爾坐我御儀都神等由氣大神平我許欲止誨覺奉支

とありて、皇大神の御示教にて、豊受大神宮を創め奉り、其御宮の御内に、皇大神宮の御儀殿を併せ造りて、朝夕二度の御儀を上る事と爲れるなり、而して傳説によれば其御儀は、毎日二度之を外宮より内宮に運び上りしに、神龜五年正月十日續群紀に收むる皇字沙汰文百五頁に引ける大同本、大神宮諸雜事記一には六年とせり、外宮より内宮に運び奉る途中にて、穢に觸れし事ありしより、新に外宮に御儀殿を造り茲にて内宮の御儀を供ふる事となり、以て現今に至れりと云ふ、此事事理に於て疑ありとの説あり後文を詳にす、其御儀は止山氣宮儀式帳によるに、

供膳物

天照坐皇太神御前、御水四毛比、御飯二八具、御盞四杯、御贊等、

止由氣大神御前、御水四毛比、御飯二八具、御盞四杯、御贊等、

相殿神三前、御水六毛比、御飯三八具、御盞六杯、御贊等、

右大物忌父、我佃奉拔穂乃御田稻平、先穂平波、拔穂爾拔氏、九月神嘗祭八荷供奉、一荷、把所遺稻平、以氏、將來至子九月十四日、御炊物忌、爾令春炊、氏、御盞燒物忌、乃燒奉御

盞、并志摩國神戶人夫等、奉進御贊等、持氏、御炊物忌、爾令頂持、大物忌、御机副氏、爾

宜、大内人等、御前追氏、御儀殿乃前爾持參入氏、大物忌、御炊物忌、平奉入氏、日別二度奉

畢時、三八遍拜、奉罷退、

とありて、之を炊き奉るには、忌火と云ひて、新に清淨の火を鑪て、之を炊ぐなり、其火を鑪る器械は、一種の木器にして、今日も之を使用せり、想ふに、古代に於ける我國の燈火術にして、又朝夕二度御儀を奉る故事の如きも、我古代一日二食たり

し證とするに足るべく、而して、其清淨を尚びし國風、之にていよく明なり、

神宮の忌火を鑪る事に就きては、松木時彦氏の神宮木燧考壹卷あり、古今和漢の事例を考證して、甚だ詳なるものなり、内宮の御儀を、神龜以前は、外宮より日々持運びたりと云ふことに就きては、文政年中成る所の名島某の語晤下卷并に度會正発の外宮儀式解二の卷等に、之を疑ひ、松木時彦氏も亦之を賛成して、『外宮の御神は、もと、大神の御儀を御共にし玉はむどの御思召によりて、こゝに迎へ玉ひし御事なれば、外宮御鎮座の後、日々御儀を内宮に運び奉りしと云ふ事、事理に通せず、且語晤にもある如く、其事を記せる書中の記事に見わたる事實にも疑はしきよしあれば、これあながちに信すべからず』と云へり、予も語晤其他に就きて考ふるに、此説頗る事理に合するを覺ゆ、

補説第廿六 神宮と登極令

本論第十一章に、皇室婚嫁令の事を記載せしが、今明治四十二年二月十一日紀元節の佳辰を以て、登極令の發布ありて、今後、歴代の天皇は、登極の後、必ず神宮に御參拜ある事と定めり、

補説第廿七 常宮殿下の御事

本論第十一章に、常宮殿下を聖上第一皇女と記し奉りしが、右は現在四内親王の御内にては第一なれど、順序は第六に當らせらるゝと云ふ、

補説第廿八 伊勢大神宮を大社とせし誤に就きて

(附、神宮と刑法との事)

附説第二章に、法曹至要抄が、伊勢大神宮を大社の内に列せし事を以て誤なりとせしが、今法曹至要抄正解(九十此書は井上頼よりて、三島教雄氏を見るに、

稱大社者、伊勢大神宮、八幡宮之類也、須任此律、取科斷矣、
 稱大社者、この案文は誤也、伊勢大神宮を以て大社とせるは甚しき僻言也、謀天逆、條にいへる如く、伊勢大神宮は彼
 (支那)の制に准すれば、宗廟なるを以て、大社に比すべからず、宮闕及伊勢大神宮を故らに焼んとする者は、毀んと謀る
 者に等しく、謀天逆を以て絞罪に科すべく、其失火延焼する者は、宮闕及大社と同じく遠流を得べき者也、古語拾遺云、
 然則天照太神者、惟祖惟宗、尊無二、因自餘諸神者、乃子乃臣、孰能敢抗、而今神祇官班幣、
 之日、諸神之後、伊勢神宮、所遺二也とある如く、他の大小社に比すべからざるを、律令撰定の當時既に此謬
 を爲せり、これ皆佛法崇信の原因する所也、山田以文云、皇國自古無宗廟之制、必矣、夫謀毀山陵
 宮闕者、猶得絞罪、若謀毀伊勢太神宮者、罪亦當絞刑、不待辨明矣、按史延曆十年八月辛
 卯、有盜燒伊勢太神宮正殿一字、財殿二字、御門三間、瑞籬一重、此時盜大逆已行刑當斬
 而其刑法、史闕、今無所考、夫皇邦雖不用宗廟之制、皇太神宮者、准西土之制、則爲宗廟矣、
 而後世以伊勢八幡妄稱二所宗廟、是野史之私言、固非朝典、又寶龜二年太政官符、正一
 位正三位以上爲大社、從三位從四位以上爲中社、正五位從五位以上爲小社、據此文、則
 大社者、謂正三位以上之社、以伊勢不可當之、而說者以皇太神宮爲大社、恐非允當矣、何
 則皇太神宮者、無上之尊、尤無奉神位田之例、朝野之崇敬異他、豈可比大小社稷哉、といへ
 るはさる説也

さて、大寶養老の制を見るに、當時右に引ける法曹至要抄正解にも一言せる如くにして、名例律の八虐の六の大不敬の内にも、大社とのみありて、伊勢神宮はこれに含まれたるもの、如く、衛禁賊盜の二律も、亦大中小社の事ありて、特に神宮の事なし、されど、又熟考する時は、名例律の八虐の第二の謀天逆に、山陵及宮闕とあれば、神宮は此二つの内の何れかに准せ

らるべき性質あれば、當時神宮を以て他の大社と同一に見做したりとは思はれねば、法律の適用の如きは、必ず別に其活用ありしならむ、今日改正新刑法には、特に神宮に對する罪の規定あり、そは別に之を記すれば、茲には略す、

補説第廿九 兩宮御祭典の前後に就きて

兩宮御祭典の前後に就きては、附説第九章第四項に一言せしが、右の理由として、第一説は、天祖の大詔に本づきて外宮を先にと云ふに在り、第二説は御鎮座の日に本づく云ふに在り、予は大体第一説を正しと思ひて、其由を述べ置しが、尙ほ善く考ふるに、第一説の方いよ、其當を得たるを覺ゆ、即ち外宮の御鎮座は天祖の大詔に本づけること既に疑なければ、此大理由より推せば、亦天祖が我を祭る時には先づ外宮を祭れと詔らせ玉ひし大詔によりて御祭典の日時をも内宮より前に爲すとの説正しとすべき事必然の次第なればなり、而るに明治以後に定められたる御祭典の時日は内宮を前とし、外宮を後とせり、これは、明治年間に至りて、彼明治四年七月十二日の太政官達の旨に本づけるものにて、之を古來の舊例に比すれば、多少遺憾なきを得ず、此事に就きては、木野戸勝隆氏も亦數年前之を論述せし事あり、近く陛下の御參拜も外宮を前にせさせ玉へり、

補説第三十 神宮と新刑法

古代の養老律に於て、特に皇室に對する犯罪は、之を重く規定せしも、神宮に對する犯罪は、他の諸神社と異なるや否やに就きて、明文無かりしも、予は、其實際に於ては、必ず其取扱を特別にせしものと思考する事、前に述ぶる所の如し、然るに、明治年間に至り、諸事特別に神宮を崇敬する事となりしも、其刑法に於ては、何等特別の規定無き事は、大に國民の遺憾とする所にして、宇治山田市の有志者の如きは、屢々之を當局者に勸告せし次第なるが、今回の新刑法には、其第二編第一章皇室に對する罪の中に、第七十四條に、神宮又ハ皇陵ニ對シテ不敬ノ行爲アリタルモノ亦同ジ前上天皇に對する不敬行爲の事ありと規定せられたり、

早稻田大學出版部



明治四十一年十二月廿九日印刷
明治四十一年十二月三十日發行
明治四十二年三月五日增訂再版

正價金壹圓七拾五錢

東京市本郷區台町三十二番地

廣池千九郎

著作兼發行者

三重縣津市九之内二番屋敷

加藤三四郎

印刷者

三重縣津市九之内四番屋敷

伊勢新聞社活版部

印刷所

著作權
所有不
許複製

東京牛込早稻田

早稻田大學出版部

電話番町三七四番

發賣

302
567

